

令和3年第4回玉城町議会定例会会議録（第2号）

- 1 招集年月日 令和3年9月14日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和3年9月15日（水）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （13名）

1番 福田 泰生	2番 渡邊 昌行	3番 谷口 和也
4番 津田久美子	5番 前川さおり	6番 山路 善己
7番 中西 友子	8番 北 守	9番 坪井 信義
10番 奥川 直人	11番 山口 和宏	12番 風口 尚
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 中西 章
会計管理者 藤川 健	総務政策課長 中村 元紀	税務住民課長 山下 健一
保健福祉課長 奥野 良子	産業振興課長 里中 和樹	建 設 課 長 真砂 浩行
教育事務局長 梅前 宏文	上下水道課長 平生 公一	病院老健事務局長 竹郷 哲也
地域づくり推進室長 中川 泰成	防災対策室長 見並 智俊	地域共生室長 中西扶美代
生活環境室長 山口 成人	監 査 委 員 中村 功	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 中西 豊	同 書 記 宮本 尚美	同 書 記 中村 修穂
-------------	-------------	-------------
- 8 日 程
 - 第1. 会議録署名議員の指名
 - 第2. 町政一般に関する質問

順 番	質 問 者	質 問 内 容
1	津田久美子 P2-P15	(1) 新型コロナウイルス感染拡大への対応について (2) 玉城町の交通政策について
2	山路 善己 P16-P29	(1) 幼児・児童が交通事故に合わないための安全対策 (2) 肺がん検診について (3) 事業計画について (4) 地籍調査について
3	奥川 直人 P30-P44	(1) 知事との1対1対談について (2) 度会町含め近隣市町で進む6町広域連携について (3) 防災指導員の確保について (4) 記事の意味について

《4番 津田 久美子 議員》

○議長（山口 和宏） 初めに、4番 津田久美子君の質問を許します。

4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） 4番、津田。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

冒頭に、新型コロナウイルスの感染は1年半以上にもわたり続いておりますが、お亡くなりになった方々には心から哀悼の意を表し、感染された方にお見舞い申し上げます。また、命と健康、我々の生活を守るためにご尽力いただいている保健所、医療従事者、行政職員、介護や保育をはじめとするエッセンシャルワーカーの皆様には深く感謝申し上げます。

私たちは、自粛にご協力いただいている全ての事業者や住民の皆様のご理解とご協力があることを忘れず、一人一人がお互いに感染予防を意識した行動を取ることで、この危機を乗り越えていきたいものです。

さて、今回の質問は、その新型コロナウイルス感染拡大への対応についてと、玉城町の交通政策についての2点です。

新型コロナウイルスの感染拡大は、第5波と呼ばれる全国的に広がりを見せ、三重県内においても感染者が急増し、緊急事態宣言が出されました。まだその宣言下にあり、楽観視できない状況であることに変わりはありません。この第5波の特徴として、ワクチン接種が進み、重症化は抑えられているものの、デルタ株の強い感染力により10代から50代くらいまでの行動範囲の広い世代への感染が家庭、職場、学校で広がったこと。緊急事態宣言によるあらゆる世代への活動自粛への影響も懸念されます。感染者については個人情報への配慮もあり、保健所に対応を委ねるしかありませんが、自治体で考えてできることもあるはずで、その影響と対策について伺います。

今回の感染者の急増は医療の逼迫を招き、感染しても無症状や軽症の場合、入院できずに自宅療養というケースも多く見られました。そうした方や濃厚接触者となった家族に対する支援について、玉城町ではコロナ対策で思いやりプロジェクトなどがありましたが、その活用や感染者の不安に寄り添った支援を届けるためにどう対応されたのか、またその中で見えた課題について伺います。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 津田議員から新型コロナウイルス感染拡大の対応についてのご質問を賜りました。

もうご承知のように、世界、人類にとっての最大の危機に直面しているというふうに思っておるわけでございまして、玉城町といたしましても、一昨年コロナ感染拡大が

中国のほうから発生したとかというふうな報道の中から、昨年1月に、ほぼ三重県の対策本部が立ち上がるのと同時に、町としての非常事態、危機管理の意識を持って対応していかなければいかんという考え方の下に、現在まで43回にわたって対策会議を開催しておるわけでございます。本泉院長とも連絡を取りながら、この感染対策のためにどの市町よりも早く対応していこうと、こういう考え方を持ちまして、対策を取っておるのが我が町の体制でございます。

残念ながら、1月末と5月末には外城田保育所、田丸保育所での感染が発症したわけでございますけれども、このことも保護者の皆さんはじめ議員の皆さん方にもご報告をさせていただいたとおり、直ちに施設の消毒、そして関係する職員にもPCR検査を実施というふうな形で対応をしてきたわけでございます。早期に対応し、早期に回復していくという考え方で行動を取っておるのが町の状況でございます。

そして、PCRの設備をはじめ、またワクチン接種につきましては、現在まで約110回にわたる集団接種、この中にはそれぞれ、これも三重県下でも、あるいは全国的でも早く優先接種というふうな考え方を取りまして、施設で働く保育士さん、あるいは教職員の皆さん方にも7月20日前後には全て終了したのが我が町でございます。昨日も文部科学大臣が、学生さんやあるいは職域接種の優先接種と、こういうふうなことを発言なさっておられましたけれども、町の体制としては、そうした中で早く対応するという考え方で進めておるのが町の状況でございます。

特に、これらの中でも近隣市町お互いさま、助け合うと。県、あるいは関係近隣の市町からの要請に基づきましても、できるだけ玉城病院で対応できる場所は対応しておるのが現実でございます。本泉院長はじめ、町内開業医の皆さん、そして、いつ從事なさっておられる方が陽性の方から感染しても不思議じゃない、こういう毎日の業務の中でご尽力をいただいておりますことに心から敬意を表する次第でございます。

直近の県内の新規感染者数は、9月に入ってきましたから減少の傾向となっているものの、昨日現在で病床占有率は47.6%、自宅療養者数は1,457人の方が療養なさっておられる。陽性が判明いたしましても自宅療養となって、そして保健所からの日々の健康観察はあっても、感染された方やその家族の方の不安は大変大きいと察するわけでありませう。

具体的な議員からの対応内容につきましては、担当課長のほうから答弁をいたさせます。よろしく願いいたします。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

津田議員仰せのとおり、自宅療養者が多くなっているという現状でございます。保健所のほうでは、医師会や看護協会、薬剤師会などと連携いたしまして、自宅療養者へのフォローアップ体制を整えるということで、知事も会見で公表されたところでございます。県で確保されている病床数は508床ということで、限られた病床数の中で、やはり

重症化された方が病院のほうへご入院いただくというような現状から見まして、自宅療養されていても急変するのではないかと、そういったご不安はとても大きいものと感じております。

感染者や濃厚接触者の細かな情報については、なかなか保健所のほうから町のほうへの情報提供というのはいただけないという厳しい状況でもございますけれども、町として、身近な町であるからこそできる支援といったことで、昨年も実施をいたしました緊急対策。今年度もずっともっとスマイルプランということで、コロナに関わる支援策というのを講じておるところでございます。身近な町としては、地域共生室の保健師を中心としまして相談対応できるというところを、もう少し住民の皆様方にアピールできるというのかなというふうにも反省をしております。

保健師につきましては、ピーク時には保健所のほうへ応援に行かせていただきまして、自宅療養者の方への支援も行っておりますけれども、具体的に、ずっともっとスマイルプランの中では、自宅療養されておられたり、濃厚接触者となつてご自宅でなかなか行動を制限されているというお方に対しまして、先ほどご紹介いただきました思いやりプロジェクトということで、必要な生活物資の支援であったり、買物のサポートをさせていただくような支援であったり、お見舞金のようなものになりますけれども、感染された方には給付金の支給など、そういったことをさせていただいております。

また、このような取組については、十分住民の方への周知が行き届くように、広報紙やホームページでご紹介をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） 本当にいつ、誰が感染してもおかしくないような状況に置かれていたときもあったと思います。今でもなかなか不安に思っていて、感染したときどうしたらいいかというのは誰もが不安に思っていると思います。頼れる身内が近くにいるかどうかなど、その人の置かれた状況によっても心配事というのは違ってきます。基本的には、課長おっしゃられたように保健所の指導によるものだと思いますが、玉城町の方ではないのですが、感染された方で、食事とか室内の消毒とか、あとはごみ出しですね。どうやって対応したらいいのかわからずに不安な日々を過ごされた方がいらしたという話も聞いています。事前に伝えられることは、分かりやすく周知していくことなど、当事者に寄り添った支援というのは非常に大切だと思います。また、これからも周知に努めていただきたいと思います。

次に、密を避けるなど気をつけていても、集団生活の場や人の集まる公共の場での感染が起きてしまうということがあります。町長のご答弁にもありましたように、町内でも保育所での感染が発生して、その際は広く保育士や入所児にPCR検査を行うなどしてクラスターの発生を抑え、保護者は安心できたというような話を聞きました。今後も公共施設で感染者が発生した場合に町が独自に行うPCR検査については、どのような

場合に、どうやって行っていくのか。その際の予算措置も必要となってくると思うので、伺いたいと思います。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

今まで保育所のほうで対応させていただきましたとおり、今後も万が一、公共施設におきましてコロナの感染が判明した場合、同様に職員であったり、関係する児童・生徒、またその他の関係者の方々にも幅広くPCR検査を受けていただけるように対応してまいるといところでございます。

それと、特に高齢者施設であったり、障害者の施設であったり、町内の福祉施設におきましても同様の事例が発生した場合にも、感染症の検査に対する助成の制度も行っておりますし、また住民の方々で、例えば濃厚接触者になって、なかなか検査を受けていただけないという場面がピーク時には実際にございました。そういったときに、検査のほうを実施できるよう、これから制度設計を、少し社会福祉施設の助成事業を変更しまして対応してまいりたいと考えております。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） マンパワーの問題もありますし、どこまでできるのかという判断は非常に難しいところだとは思いますが、重要なコロナ対策として十分に検討していただきたいです。

次に、この第5波の感染拡大では、これまでもない子供への感染というのが増えていきます。子育て期には、子供の年齢にかかわらず、親も子も悩みを抱えやすく、不安感が大きいことも心配されます。このような子育て世代への支援について、課題と対応、また情報提供と相談体制についてお考えを伺います。

まず、子育て中、特に不安になりやすい未就園ですね。保育所に通っていない乳幼児のいる家庭、急な対応がしにくい共働きの子育て家庭やひとり親家庭への支援などについても触れてお答えください。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

お子様の感染が増えているというのは全国的なことかなと思います。子育て中や、特にひとり親家庭のご支援というのは、平常時と同様に地域共生室の子育て支援係のほうで担っておりますけれども、おっしゃられますように、保育所に入所している、または小学校とか中学校に行っておられる場合は、保育所や学校を通じて支援がつながっていくというケースがかなりございますので、そういった点よりも、やはりおっしゃられます就園していない、未就園といいますか、そういうお子様をお持ちのご家庭、また学校を卒業されたご家庭、高校生であったりとか、高校を卒業された年代の方につきましては、なかなか把握が困難という世代もございます。

未就園の方の、小さいお子様に関しては、ある程度、いろいろの健診であったりとか

子育ての事業へのご参加をいただく中で把握はしやすいといったこともありますし、マイ保健師を通じまして顔と顔が分かる、そういう関係性というところから支援のしやすさというのはあるんですけれども、一番支援が難しいと感じておりますのは、やはり高校生世代であったりとか、あと高校卒業された若い10代後半であったり、20代前半の世代というのはなかなか関わりが持ちにくいといった場面もございます。

児童館におきましても、対応できる年齢としては18歳までというようにこともございますし、これらの年代の方々へどのように支援をしていけばいいのか、支援の窓口としては、もちろん地域共生室は全ての方のご支援ということですので対応しておるわけですが、なかなかその情報が、その年代の方々には行き届きにくいといった課題を持っております。これらの課題を少しでも解決できるよう、これから周知を工夫していきたいなというふうに感じております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） 子育て家庭の支援は保健師さんにつながっていることが玉城町では大きかったり、あと学校につながるところは十分に目の届くところだと思いますが、今、本当に奥野課長がおっしゃってくださったような、18歳未満の若者への相談支援というのはどうしても、どこの自治体でも抜け落ちてしまいがちなところなんです。特に玉城町には高校等がございませんので、高校生は中学を卒業して高校に行くと、町外に出てしまうというところがあり、地域とのつながりというのはどうしても持ちにくくなってしまいます。切れ目のない子育て支援とはいうものの、実際は中学生までで切れているというようなのが現状だと思います。

学校は学ぶ場であるんですが、子供たちにとっては大切な居場所でもあり、友達と一緒にそこでしかできない体験を通して、大きく成長する場です。大人になる直前の子供たちにとってはなおさらです。それがなくなると、子供本人もつらいという気持ちを持っているということを大人も理解する必要があるのかなと思います。

先ほども申し上げましたように、地域とのつながりが取りにくいというふうな現状がありますけれども、それで支援が難しいというのは災害時などにも視野に入れておく必要もあると思うので、今後検討の余地はあると思います。今、課長のほうから児童館などでも、もし相談に来てくれたら話を聞いてくれるのかなというふうなところはとても安心しました。

次に、玉城町の子ども・子育ての支援計画というのがあると思うんですけれども、それ策定時のアンケートの結果では、子育てのストレスがたまって子供につらく当たってしまうことがあるかという問いに、子育て中の親の、これは未就学児と就学児合わせた平均で70%の親が何らかあるというふうに答えています。通常時でもこのようなストレスを抱えやすいということがうかがえます。

しかし、このうちおよそ半数ぐらいは人に相談したら解消しているよというような結

果でした。それでも35%、約3分の1は何かを抱えて苦しい気持ちになることがあるということを打ち明けてくれています。これはコロナ前のアンケートではありますが、人と会ったり、出かけたりしにくいコロナ禍においてはストレスを抱える親は多く、特に配慮が必要なことが分かります。どうしても苦しくなったときに子供を預けたいという要望にはどのように応えられますか。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

どうしても苦しいときにお子様をどう預かればいいのかとか、どう対応すればいいのかというようなところでございますけれども、ぜひとも地域共生室のほうへのご相談をまずお願いをしたいと考えております。また、そのお子様の状況に応じて、児童クラブなり児童館のほうで対応ができるのか、また保育所のほうでの対応ができるのか、また未就園であって、直接保健師なり共生室のほうでの対応が望ましいのか。あるいは、お預かりする場面というのが、今現在、保育所のほうでの一時預かりということを実施していない現状もありますので、ファミリーサポートセンターのご利用であったりとか、そういったこともPRしながら、つらいときは預けることができるよということもお伝えできるように努めてまいりたいと思います。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） なぜこのようなことを申し上げたかということ、ちょっとワクチン接種の話を若いお母さんとしていたときに、接種後の副反応を心配して、私にはゼロ歳と2歳の子供がいるから、ちょっとワクチン接種はやめておこうかなというようなつぶやきをされました。何かもし解決策があるのであれば、その方にもワクチン、もし望むのであればですけれども、打っていただけるのではないかなというふうに思いました。なので、そういった情報発信ということもしていただきたいと思います。なかなか保育士不足の中、一時保育についても難しさがあるということも私も理解しておりますが、町の総合計画にも一時保育は重点施策とされておりますので、今後検討していただきたいと思います。

学校教育、子供たちへの学習支援や活動支援について伺います。

緊急事態宣言の下で2学期を迎え、学校教育の現場では分散登校とオンライン授業により、子供たちのためにできる限りの対応を行っていただいていることに感謝をし、それも各ご家庭の理解と対応があつてのことだと思っております。

しかし、家庭によってどうしても生じてしまう差があり、これは家族の手助けの有無であったりとか、兄弟がいて、兄弟共にオンラインをしているので通信環境が悪いのですとか、そういったことも考えられます。その後の学習への影響というのも考えておかなければなりません。そして、感染予防や対策はもちろんのこと、急に日常が変化してしまつたことによって、長い目で子供たちの心と体の健康を守るための支援が必要となりますが、現状をお聞かせください。

○議長（山口 和宏） 教育長 中西章君。

○教育長（中西 章） 教育長 中西。

今、津田議員が言われましたように、この第5波によって小・中学生、高校生も含めてですが、子供たちの感染が随分広がってきたということに対して、教育委員会及び学校のほうも危機感を持って、どういうふうな対応をしていこうかという話合いを持ってきました。その中で、まず子供たちの学習保障をどうしていくかというところで、中学生については4月の段階から、小・中ですが、子供たちにタブレットを持ち帰らせてきました。全てではないんですが、できるだけタブレットを持って、家で少し触ってみるとか、学校の課題をやってみるとかというのが夏休みまででした。夏休みに入って、中学校のほうはリモートでできるというふうなところは積極的に行ってもらいました。学校のほうでもそういう対応を小学校でもしていただいて、1回は家に持ち帰っていると聞いています。

その中でいろんなトラブルも発生する中で、タブレット通信が使えないといううちが何軒か出てきました。そこについては、ルーターの貸出しをしているところです。それを経て、9月に入りました。9月に入ってからも、小学校のほうは分散登校で給食なしの午前中と。やっぱり長い夏休みを終えて子供たちの生活がどのようになっているか、学校のほうもとても心配しています。精神的な部分、ストレスの部分も含めてということで学校のほうへ、子供たち、午前中ですが分散登校をしました。

中学校については、リモートで最初のほうはやりましたが、今回、13日からですが、どの学校も給食ありの6限授業、分散登校です、半分ずつで。これについては授業の学習の確保ですね。学習保障と、もう一つはこのコロナ禍でどういうふうにしていけば子供たちの学校での学習ができるかということで、教育委員会と校長先生たちと話合いたところ、給食の時間が一番心配だということで、今回、パーティションを全ての児童の机の上に設置するというのと、もう一つはそのパーティションを消毒するような道具ですね。消毒液と道具を購入させていただいて、21日まで、半分の生徒たちの学校の様子を見ている状況です。

何度か学校のほうにも行って様子を見ていたんですが、給食のときはしゃべらず、前を向いて、パーティション内で食事を取る姿、また授業も距離を保ちながらやっている姿がありました。そういう部分で学校のほうはやっているんですが、何よりもこの2週間、3週間の間に学校で感染者が出ていないということは、ひとえに保護者の皆様の理解があつてのことだというふうに感じております。

今後、感染者が出る可能性もありますので、保護者の方には、そういう場合どうしたらいいかということでプリントのほう配らせていただいたり、予防対策を再度、ご家庭に配らせていただいたところです。

津田議員言われたように、いち早く通常の学校生活に戻したいというのは学校の先生も教育委員会も思っていてまして、この夏休みから今までも、やっぱり子供たち、コロナ

でいろいろストレスを抱えている子供の話も聞きますし、早く通常の学校開催をしたいというふうに考えています。今のところ、22日から開催をしたいということで、明日、校長先生と話し合い、協議をして決定していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） 学校が通常再開された後でも、またオンラインを活用しなければならぬような状況が訪れるかもしれないですし、不登校の子にはオンラインの有効的な活用法があるなんてことも言われております。オンライン授業で子供たちがどう感じたかの振り返りや、それを対面になってからもまた模索していただきたいと思います。先生と子供の体験の共有というのが本当に大切なことだと思います。家庭でも子供の姿をよく見て、見て上げる時間がどうしても取れなくても話を聞いてあげるなどしてコミュニケーションを取ることがコロナ禍だからこそ大切なことなのではないかなと思います。

高齢者においては、加齢により、少なからず虚弱の状態、フレイルと呼ばれますが、コロナ禍の感染の拡大によって事業の中止や活動の自粛が続くこと、それが繰り返すことによって生活習慣が変化し、これが心身に影響して、より虚弱な状態を引き起こすということがあります。これはコロナフレイルとも呼ばれたりしているようですが、実際に厚生労働省の調査では、全国的に新規の介護申請や介護する度合いが進んだ場合に申請する区分変更申請という件数が増えているとも言われています。

玉城町の状況と、高齢者のフレイル対策としての緊急事態宣言解除後も踏まえて考えていることはあるのでしょうか。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

おっしゃられますように、地域での活動につきましても、この宣言下におきましては、中止をいただくような要請を町のほうからさせていただいております。毎週決まった体操をせっかくしていただいている、顔の見えた、いい間柄で活動を続けていただいている方々には大変、自粛をしていただくということでご不便をかけているというところがございます。

それで、町のイベントと同様に、そういうことをしているというところで高齢者のフレイルというのが心配されるということも承知をしておるところでございますけれども、個別の要介護認定や、また区分変更の様子というのが、実際のところ調べてみますと、新規の件数が昨年度と比べまして8件増えた。また、区分変更については昨年度と比べまして19件増えたということで、若干数字としては、現れているとは言えるか、言えないかというような微妙な数字というところではありますが、実際、今後、またこのような緊急事態宣言ということでございますので、個別の要介護認定の状況や区分変更の様子というのは少し時間がたってから、また現れてくるのかなというふうな予想もしてお

ります。

ただし、前回、緊急事態宣言が出たり、まん延防止等重点措置が行われた際に、自主的にできることをご自身で考えていただいて、やっていただいていたような地区もごございます。町としましては、ケーブルテレビなどを通じまして、体操の機会をこの時間に放映するので一緒にやりませんかとか、そういったお声がけをさせていただいたりとか、ご自宅でできる、ご自身でできる体操とか体を動かすこと、それらの周知というのをプリントを配らせていただいたりとか、地域にそういう情報提供のほうはさせていただいておったところがございます。今も、休んではいただいておりますけれども、地域の方々と連絡を密に取りながら、また再開できるときに実際に訪問をさせていただいて、いろんな様子を見た上で対応して、丁寧な関わりをしていけたらなというふうに考えております。

昨年度のコロナ対策で、体成分の分析器の購入をさせていただいております。その器械を使いまして、どういった筋力の衰えがあるよとか数値的にお示しができて、昨年実施をした際には、自分はこういうことなんやなということで、実際にやっていただいた方に見ていただけましたので、今回についてもそれらを活用しながら、直接訪問させていただいて対応してまいりたいと考えております。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） 活動再開後には、また新型コロナウイルス、せっかく特別対策の健康づくり支援事業で購入した機器があるということなので、そういったものも活用しながら、引き続き介護予防事業の周知と、また新しい参加なども募って、健康づくりへ取り組んでいっていただきたいと思います。

では、2つ目の質問に移ります。

2つ目の質問は、玉城町の交通政策について伺います。

玉城町内の移動手段としては元気バスがあります。元気バスは、それ以前の福祉バスからの移行期間を経て、完全に運行が開始された平成23年から10年がたちます。地域に根づいたオンデマンド交通として、各地から視察も多く受けてこられたと思います。町民にも定着し、主に免許返納後の高齢者を中心に利用度が高くなっていますが、子供から高齢者まで誰もが利用できる町内の交通手段として大変有効であり、外出支援の観点からもこの必要性は高いといえます。

一方で、町民からはもっとこうだったらいいのになという利便性を求める利用ニーズに関する声も聞かれます。そのような声にも耳を傾け、元気バスの在り方、それとともに新しい交通手段について、いま一度考えてみることも必要ではないかと思えます。

地域共生社会の中で、つながりや支え合いの機能を重視しながら、住民の生活を支えるため、鉄道やバス、タクシーなどの既存の公共交通とも連携し、新しい地域公共交通の体系について検討するお考えはありますか。また、町長は玉城町の住民の交通に関するニーズをどのように把握されておられますか。

○議長（山口 和宏） 地域づくり推進室長 中川泰成君。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

おかげさまで、津田議員おっしゃっておりますとおり、元気バスにつきましては、高齢者をはじめ住民の皆さんのお出かけに多くの利用をいただいております。当町の元気バスの特徴を生かしまして、地域の要望に対応し、現在では約200か所のバス停を設けて運行をしております。

また、様々なニーズに対応するために、免許返納時の送迎であったりとか学生さんの通学利用、それから、さらにはふるさと納税への利用拡大、そういったことで試行錯誤を重ねてきたところでございます。また、総合計画の策定に当たりまして、交通施策に関するアンケートの項目を入れてございまして、結果につきましては、重点改善項目というふうなところが出てございまして、引き続き住民のニーズに合わせました事業実施が必要であると、こういった認識でおります。

これから人口減少や高齢化社会が進展する中で、健康増進や生きがいくくりなどの外出支援といわれるもの、それから病院や買物など暮らしに直結をした交通弱者対策といわれるもの、こういったものによりきめ細かな対応が必要であるという認識でおります。

今後、持続化可能な地域づくりというのを進めていく上で高度多様化する交通ニーズに対応していくには、これまでの単独の町のサービスということだけでなく、6月議会でもございました広域連携によるサービスの補完であったりとか、また地域での支え合いの力、こういったものも必要ではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） これら今、室長がおっしゃっていただいたような買物や通院、通学、免許返納後の外出支援というところが公共交通のニーズであるというふうなことに町長も捉えておられるのですか。

そのようなニーズを踏まえて、新たな交通を検討するとき、今、またが将来にわたって必要なものというのを考えていかなくてはなりません。これから先、避けられない高齢化や人口減少を考えたとき何が必要となるかの検討は、交通の担当の分野だけではなく、福祉をはじめとする担当課を超えた意見集約が必要となってきます。地域の課題の一つとして、まず高齢者の移動手段の確保について考えるとき、福祉の担当課、専門職や団体が把握している高齢者の移動のニーズについて検討し、交通政策に反映していくことも求められてきます。そのような移動のニーズ、そのために必要なことについて、福祉分野の会議や協議体ではどのように検討されているのでしょうか。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

福祉の分野としまして、特に地域共生室のほうで玉城町の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を実現するためといった観点から、地域課題の解決に向けて、介護保険

制度にあります地域ケア会議というもので交通政策の部分については検討した経過がございます。

地域ケア会議と申しますのは、介護や医療、専門職などの多職種の方と、また住民さんが一体となって参加する協議体であります。特に介護保険事業計画というものを3年ごとに見直しをするということもございまして、そのタイミングに合わせて、65歳以上の方を対象に実施をしておりますアンケート、またその中にも元気バスの項目を入れたり、困っていることはどういうことなのかとか、そういったことのアンケート結果も踏まえて、地域ケア会議の取組の一つとして、実際には平成30年度から令和元年度にかけて、特に集中してこのことについては協議をした経過がございます。

高齢者の運転免許の返納と自動車に代わる移送サービス、自家用車ですね。自家用車に代わる移送サービスの確保というところで、元気バスの利用促進をどのようにしていったらいいのか。また、元気バスにも乗れないけれども、電動カートの利用はどうなんだろうとか、あとタクシー券を含めた新しい移送サービスはどういうものがあるんだろうか、それをどのような創出方法があるかということ。免許返納後に困ることに焦点を当てたサービスはどういったものがあればいいのか、そういったことの視点で協議を行ってまいりました。

協議の中から提案が実現したものということは、特に元気バスのPRというところで、元気ですたまきまつりで住民さんへのアンケートを取ったりとか、実際に元気バスに乗るときにどういうことが不便に感じているのかといったところで、ステップがどうであるとか、そういったことを直接利用者の方や福祉の専門職の方からご意見をいただいたところです。

福祉の分野からだけでは、そのような形で協議を行ってはおりますけれども、やはり交通政策といいますと福祉だけでは解決できないというところ、そういう限界感があったのが事実でございます。

その結果としましては、今ある元気バスという公共交通の一つである玉城町の移動手段、それをいかに利用促進できるのか、そういったことを最大限に生かすように今後も検討していく。また、タクシー券など近隣の様子なども踏まえて、どういう制度設計をしたらタクシー券、実現できるのか、そういったことも含めて検討を続けてまいりたいと思います。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） 今回、私が交通政策についての質問をさせていただいたのは、元気バスが10年を迎えたというところもありますけれども、昨年、令和2年に改正された地域公共交通活性化再生法というのによって、事業モデルにあったような、国土交通省が様々なそういった事業モデルを提示しておりますが、そういうものにあるような、乗合タクシーなどの地域の実情に合わせた交通手段というのが見直しの中で可能となってくるというようなことがあります。

今までできないと思っていたことが可能になるということもある。これは一つ新たな交通手段を考えていく上では明るい光なのではないかと思います。そういったものを実現するためには、地域公共交通会議というものが必要になるというふうに言われております。玉城町において、地域公共交通会議というものをどのように捉えておられるか、その役割について町長の見解を伺いたいと思います。そして、また玉城町でも設置するお考えはありますか。

○議長（山口 和宏） 地域づくり推進室長 中川泰成君。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

地域公共交通会議というものにつきましては、道路運送法で位置づけられているというところをごさいますて、当然、地域のニーズに即した交通サービスについて、地域の住民の合意を得るというふうなことが目的というふうに理解をしております。当然、構成につきましては、地域住民であったり交通事業者、それから警察などで構成をされておりました。

また、メリットとしましては、停留所の設置であったりとか、運賃設定などの手続が簡略化できるということがメリットということでございまして、コミュニティバスを運行する近隣市町でも多く設置をされておるといふ認識を持っております。

当町におきましては、元気バスの運行によりまして、希望に応じたルート設定が可能であったこと、それから停留所や運賃の手続などが発生しない。こういったことから、これまで設置に至っていないというのが現状でございます。しかしながら、今後の社会情勢を鑑みましましたときに、こちらについては、先ほど申し上げたサービスをよりきめ細かく検討していくということは必要であるというふうに認識をしておりますし、その中で地域のコミュニティといいますか、助け合い、それから事業者への協力というのが当然必要になってこようかというふうに思っておりますので、そういった意味で総合的に判断をしていきたいというふうに考えております。

また、設置に伴っているような事務手続だったりとか、会議のいろんな伴うこともございますので、当然、体制整備というのにも必要になってこようかと思っておりますので、そういったことも含めまして、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） 料金設定が必要じゃなかったんで、公共交通会議のような協議の場というのが必要ではなかったというお話と捉えてよろしいですか。

私は逆に、料金設定がないからこそ、民間の公共交通機関とのすり合わせですとか、そういったものは必要になってくるのではないかなというふうに思います。特に、今後、民間の公共交通機関についても経営が厳しくなったりですとか、人材不足で運転手の不足なんていうことも言われております。そういった課題もあるのに、自治体が旗を振って一緒に公共交通について考えていこうというふうなお考えはないのでしょうか。

○議長（山口 和宏） 地域づくり推進室長 中川泰成君。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

今ほどの、地域公共交通会議の、これまで設置をしてなかったということについての経過としては、そういったことということでご理解いただきたいです。また今後のことに関しましては、当然、そういった総合的に検討していく場というのを設けることは必要だという認識ではおまして、それを公共交通会議という場でいきなり設置をするというのか、その手前の検討会ということでも少しお話しを進めてそちらに持っていくというのか、それについてはちょっといずれかというのは、その話の流れというものもございまして、ただ、そういう場が必要であるということは私どもも十分認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） 前回の一般質問にも出てきております元気バスの運行域の拡大ですとか、近隣市町からのバスの乗り入れ、駅の利便性の向上など、地域公共交通会議を活用することによって多様な関係者の意見を反映したりですとか、よりよい公共交通の実現に向けた議論を行い、合意形成を図るということもできます。市町を超えた連携なども可能になってくるのではないかなと思います。

確かにそれぞれの利害があって、その調整にはマンパワーが本当に必要でありますし、住民や利用者、交通事業者や関係者の協力も不可欠です。しかし、その努力の先には地域の実情を踏まえた移動手段の確保であったり、住民の福祉のための持続可能な交通施策の実現というものも期待できます。関係団体と協議をしながら検討を進めますというふうには、交通体系の構築は総合計画にも書かれております。前向きに取り組んでいただけることを期待します。

私は、これからの交通政策は移動だけを考えるのではなく、地域の暮らしから考えるという視点がとても大切だと思います。住民の方にはいろいろなニーズがあり、中には実現できるもの、できないもの様々であると思います。それらを話し合いで調整しながら、暮らしの足から地域づくりを考えていくという視点も大切なのではないかと思います。

再度申し上げますが、規制緩和が進み、今までできなかったこともできるようになるかもしれない。10年という、見直しをするにとってもよい機会であると思います。ぜひ、前向きな検討をお願いしたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（山口 和宏） 以上で、4番 津田久美子君の質問は終わりました。

ここで換気のため10分間の休憩といたします。開始は10時5分から。

(午前9時55分 休憩)

(午前10時05分 再開)

○議長（山口 和宏） 休憩前に続きまして、一般質問を行います。

〔6番 山路 善己議員登壇〕

《6番 山路 善己 議員》

○議長（山口 和宏） 次に、6番 山路善己君の質問を許します。

6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） 6番 山路。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

今回、4項目ございまして、1つ目、幼児・児童の交通安全について、それから2つ目は肺がん検診について、3つ目は玉城町の総合計画について、4つ項目めは国土調査法による国土調査について、これらについて質問させていただきます。

まず1項目めですが、今年の6月に新潟県内の保育園駐車場で、バックしてきた車に引かれ、幼児が死亡するという痛ましい事故がありました。その事故の詳細は分かりませんが、送迎時の駐車場はよく混み合っており、幼児は危険を顧みずに思わぬ方向へ動いたりすることもあります。それで、玉城町の保育所においては、送迎時の事故防止について保護者の方への注意喚起などどのようになさっているか、お尋ねいたします。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） ご質問にお答えをさせていただきます。

質問の幼児・児童が交通事故に遭わないための安全対策というご質問でございます。

まずは、毎日の子供たちの安全のためにパトロールをしていただいたり、ボランティアの皆さん方に心から感謝を申し上げる次第でございます。

山路議員の質問の要旨の中にもございますけれども、6月10日、新潟県の三条市のほうで園児が亡くなられた事故についての対策は玉城町としてどうかと、こういうご質問でございます。

現在まで、玉城町では保育園駐車場で大きな事故は発生をしておりませんが、今後も十分注意をしていく必要があると考えます。この送迎時の事故対策につきましては、保護者、児童それぞれに、親子で必ず手をつないで帰っていただくように周知徹底をしておるということでございます。

また、後のご質問②でもございますけれども、特に玉城町の概要だけ申し上げておきますと、1日1件、つまり年間400件前後の事故が発生をしておるのが玉城町でございます。人身事故、あるいは負傷者は年間に40人ないし50人、こういう発生が町の状況でございますので、やはり安全教育の啓発、あるいは安全施設の整備というふうなことは、さらに強化をしていく必要があるというふうに思っておるわけでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

保育所におきましての事故対策につきまして、もう少し申し上げます。

保育所におきましては、先ほど町長申し上げましたとおり、児童に対して、必ず保護者の方と手をつないで帰りましょうということを徹底しております。また、特に4月、5月、新しく入園されるお子さんが多い、始まるの時期につきましては、保護者会で交代で出ていただいて、駐車場のほうで安全指導していただいたりとか、もちろん職員におきまして、主要な部分、交差点であったりとか駐車場出入口であったりとか、そういったところで交通安全指導のほうをしておるところでございます。

また、行事ごと、今はなかなか行事も実施ができていく時期ではございますけれども、そういった場面におきまして、保護者会と職員が協力して、事故防止対策というところで駐車場係を配置しまして、徹底をしております。また、もう少し児童に対して申し上げますと、児童に対しましては、交通安全の年間指導計画というものを作成しております。毎月必ず何かの項目の交通安全に関わる指導ということを実施しております。

保護者に対して、特に駐車場での様子であったりとか走行中の様子を見かけて、ちょっと危ないかなと思われることがあった場合には、即座にその保護者の方にはちょっとお声がけをさせていただいたりとか、また危険な事例がほかの市町などであった場合にも、看板にこんなことがあったので、こういう場面に注意をお願いしますというようなことで啓発をさせていただいて、事故防止に努めております。

定期的に交通安全対策については、おたよりのほうでも周知をさせていただいておりますので、今後、また保育所の駐車場、また送迎時に交通事故が起きないように、これからも周知徹底、取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） 町長の答弁にありましたように、幼児については必ず父兄が、保護者が手をつないで車に乗せると、そういったイメージ。これは非常に大切なことだと思います。それから、奥野課長からの答弁にありましたように、きめ細かく、また行事等、それから日常的にも注意喚起をされているようで、また今後、事故のないように引き続きお願いしまして、次の②の質問に移らせていただきます。

千葉県で6月28日、下校時の小学生の列にトラックが突っ込み、5人の児童が死傷するという痛ましい事故が発生しました。この時間、ニュースの映像を見ますと、その道路は比較的狭い道路で、両側に白線も、もちろんグリーンベルトもなく、これは本当に私、危険な道路やと感じました。

それで、ちょっと質問は変わるんですが、質問は、そういった道路が玉城町にありますかと、その質問ですけれども、昨日の補正予算の一般会計の総務費の中に交通安全対策費として1,000万円計上されておりました。これの説明は、そういった危険と思われる

る道路について、グリーンベルト等、今後、引いていく。その費用であると説明受けましたので、私、ちょっと安心したんですけれども。

それで、既にこのように計上されているということは、教育長とまた関係部署の方たちと、そういった協議をなされているのかなと思います。もし、なされていて、ここで公表できるものがあれば、ひとつ教えてください。

○議長（山口 和宏） 教育長 中西章君。

○教育長（中西 章） 教育長 中西。

山路議員の質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、通学路の安全性についてということで、過去何年間の間に子供たちが使っている通学路の付近、または通学路にて事故の件数はどれぐらいあるかということをやちょっと調べてみました。田丸地区で15件、有田地区で8件、外城田地区で6件、下外城田地区で5件起きています。また、その都度、対策としてカーブミラーの設置や横断歩道の設置、信号機の設置、グリーンベルトの設置等々していただいたんですが、それでも学校において、まだまだ安全な道路とは言い切れない、事故も起きているというのが現状かと思います。その都度、全部、住民課や建設課、教育委員会、学校、警察等で協議し、国や県に要望していただいたり、またそういうものを設置していただいたりしてきました。平成27年2月に策定された交通安全プログラムを基に学校からの要望、それと危険箇所の点検を行いながら、見直しや対策を行ってきました。

千葉県での事故を受けての取組については、局長のほうから少し説明させていただきます。

○議長（山口 和宏） 教育委員会事務局長 梅前宏文君。

○教育委員会事務局長（梅前 宏文） 教育事務局長 梅前。

先ほど言われましたとおり、千葉の事故を受けてからの対応のほうを説明したいと思います。

事故直後早々に、辻村町長のほうから通学路の危険箇所の点検を行うようにということで、通学路所管の教育委員会と、そして交通政策所管の税務住民課の生活安全室ですね。それと、あと施設のハード整備を行う建設課のこの3課でやらせていただきまして、今後の方針なんかも決めていきました。

それで、教育委員会のほうで各学校のほうに現状の危険箇所を聞き取って、それを基に、8月26日にその3課と各学校の教頭先生ですね。それと、警察署のほうで31か所の現地のほうに出向きまして協議を行いました。その中で、先ほど議員言われたようにグリーンベルトを設置するとか、あと様々な交通安全対策を施すということを確認させていただきました。これからはそのことに受けて、順次整備をしていくということになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） 今までの具体的な取組を説明していただきました。

それで、グリーンベルトに関してなんですけれども、有田小学校に関しては、特に有田小学校は有田平野の中に長更という集落がありまして、その中に小学校があります。そして、その周囲の自治区から、集落から、全て農道を通って小学校1点に集まる構造になっています。それで、有田小学校の子ども安全パトロールの委員の中から、農道であるけれどもグリーンベルトを引いてもらえないかと。なぜかと言いますと、朝の通勤時間帯なんか、抜け道としてその通学路、よく通るそうです、複数の場所で。それで、この農道ですけれども、これぜひ、今までも要望出ておりまして、特に田丸世古線の横断歩道ありますでしょう。あそこから西方面、あの道路は世古田丸線の左側の集落の子供たちがよく通ります。前々からそれも要望出ていますので、ぜひ、この補正予算可決されましたら、その費用の中で順次でも結構ですので、ぜひグリーンベルトを引いてもらいたいと思います。そして、農道でグリーンベルトを引けばよく分かると思うんですけども、ところどころに通学路という文字も書いてもらおうとよりいいかなと思いますが、ぜひ、そういったことも今後考えて、お願いして、この質問終わらせていただきます。

次に、肺がん検診についてなんですけれども、今、町民の方の肺がん検診、レントゲンで行われております。レントゲンよりもCTでの肺がん検診のほうがずっと細かく分かりまして、CTでは5ミリという小さな初期のがんを見つけることができます。それで、腫瘍ができていても、レントゲンの場合は肺の20%、心臓などに隠れて映らず、映るようになってくれば既に腫瘍が大きくなって進行が進み、遅いことが多いのです。

それで、玉城町住民皆様の命を守るために、肺がん検診はCTでの検査が望ましいと私、考えているんですけれども、これについての見解をお聞きします。

○議長（山口 和宏） 地域共生室長 中西扶美代君。

○地域共生室長（中西 扶美代） 地域共生室長 中西。

山路議員の質問に対して、お答えさせていただきます。

国立がん研究センターによりますと、肺がん検診の死亡率を減少させることができると科学的に認められ、肺がん検診として推奨できる検査方法は胸部X線検査と喫煙者のみの喀たん細胞診を組み合わせた方法だけとなっております。低線量の胸部CT検査は、死亡率検証効果の有無を判断する確証が不十分であるため、住民の検診としての実施することを認められていません。また、推奨される検診をした上で二重読影、視覚読影などを含む標準的な方法が行われることとなっております。

以上のことから、玉城町では推進されております検診をした上で二重読影、比較読影を取り入れて検診を行っています。

参考までになんですけれども、肺のX線検査の放射線被曝による健康被害はほとんどないとされておりますが、低線量のCTは被曝の面からも検診としては勧められないという文献もございます。

また、胸部CT検査は個人負担が高くなりますので、集団検診では胸部X線検査とさせていただきますが、国民健康保険の人間ドックの申込みのときに希望があればCT検査も実施をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） どういった文献で調べられたのか分かりませんが、結構、後ろ向きな考えの今の答弁であると思います。

それと、CTの被曝量のこともおっしゃっていましたが、その前に厚生労働省の資料です。厚生労働省によりますと、2020年にがんで死亡した人は37万8,356人、その中、肺がんで亡くなられた方は7万5,581人おります。これ部位別に見ますと、一番多いです、肺がんが。それで、ちなみに新型コロナウイルスで亡くなられた方は、昨日の時点で1万6,909人と発表されております。これは去年の恐らく3月ぐらいから1年と6か月の累計の人数だと思えます。ただ、新型コロナはこの先どうなるか分かりません。増える可能性多いと思えます。

しかしながら、それに比べて現時点では肺がんで亡くなられる人は7万5,500人と、これは非常に多いと思えます。そして、レントゲンの検査のこと、おっしゃっていましたが、私、何年か前やったかな。三重大附属病院、行ったことがあります。そして、今の建物でなく建て替える前の建物です。ロビーに入って左側の壁、その壁の右側がトイレになっておりまして、壁の左側は診察室になっています。その壁に大きなポスターで「肺がん検診はCTで」と書いてありました。

そして、今、心臓などの影に隠れて20%は全然映らないと申しましたが、これ現実に、もう十何年前になると思いますが、私の友人、50歳過ぎて、ちゃんとした会社に務めておりまして、皆さん、会社の名前を申し上げたら、みんな知っておる名前だと思えます。そこで、毎年、レントゲンで検診をしておりました。それが肺がんになりまして、日赤に入院しておりましたので見舞いに行きました。どうしてそれ分からんなんと聞いたら、僕のは心臓の影に隠れておって、大きくなったときに遅かったねんと。それで亡くなりました。それで、私の母も2年ほど前に肺がんで亡くなったんですけれども、これも検診と診察さえ適切に行われておれば、恐らく今も健在でなかったかなと思えます。また、そういった悔やみがありますので、CTでの検査を進めておるんですけれども、CTの被曝量のことをおっしゃいましたが、ちょっとこれはちゃんとしたところ、ある大学病院の放射線部のただの資料ですけれども、ちょっと読ませてもらいます。

「CT検査をはじめとする医療被曝による肺がんリスクの増加は100ミリシーベルト以下の被曝では実証されていません。CT検査では、多く見積もっても、1回の検査で20ミリシーベルトを超える被曝線量はありません。ちなみに、肺がん検診では1回約7ミリシーベルトの線量です。年に複数回検査を受けられる方もおられますが、1回の検

査で受けた放射線による細胞の障害は、通常、数日のうちに修復されますので、極端な短い期間内に繰り返し検査を受けない限り、細胞の障害が残って、発がんする可能性も極めて低いといえます」と。

例えば、1週間に1回CTを受けて、1年間受けておれば、これは大変なことになると思いますけれども、1年1回のCT検査は何も影響ないと。これは著名な大学附属病院の放射線部のコメントなんですけれども、そして、被曝に関して少しでも不安なことや分からないことがありましたら、ぜひこれらの専門家にお尋ねくださいと、電話番号も丁寧に載っております。そして、ほかのいろいろ検査で見ても、CT検査で受けるような少量の放射線とがんの関係については様々な結果が報告されており、科学的に明らかにされていませんと。そして、CT検査で受ける程度の放射線によってがんリスクが増えるかどうかを実証することは非常に困難です。そういったことも書いてありますし、最近のCTは物すごく放射線量も少なく、ちゃんとヘリカルCTとかそれから何とかCT、ちょっと忘れちゃったけれども、立体的に映るのもありまして、非常に性能よくなっております。玉城病院も3年ぐらい前とおっしゃいましたか、CTを導入されておりますので、そんなに古いことないと思いますので。

そして、今おっしゃいましたように、CT検査、確かにレントゲンの何倍も被曝線量があります。それで、町民の方もそれを嫌がる方もいらっしゃるかとも思います。それはそれでよろしいので、要するに、今のままのレントゲンの検査プラスCTの検査もされたらどうですか。そして、住民の方に選んでもらうようにすれば、死亡することもなしに、早期発見、早期治療ができて、これまた医療費も少なく済みますし、いいことがたくさんあると思うんですけれども、これは私の考えですが、一度この件について見解をお尋ねします。

○議長（山口 和宏） 地域共生室長 中西扶美代君。

○地域共生室長（中西 扶美代） 地域共生室長 中西。

山路議員に教えていただいたように、人間ドックとか、それとか集団検診の場でも検討できるように、こちらも今後検討していきたいと思っております。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） ぜひ検討なさってください。それから、肺がんの検診のレントゲンにしる、CTにしる、診断は専門医でなければいけません、これは。多分、専門医でなさっていると思いますけれども。そのようにぜひ、また協議なされて、町民の方の命を守るために選択できるような体制を取っていただきたいと思っております。

それでは、次の玉城町の総合計画についてお尋ねします。

多治見市では、市長の任期と連動して4年に1度、職員さんたちが向こう4年間の歳入歳出を予測し、総合計画を財政面で担保し、つくり、実行、実現をしています。玉城町も来年4月、町長選挙が行われますが、その選挙を機会にと書かせてもらいましたけれども、ちょっと時期的に遅いと思っております。

今後の課題としまして、総合計画を業者に制作を依頼するのではなく、自分たちで4年分の実行可能な意義のある総合計画をつくり、事業の実現に向け、実践されてはどうかという質問なんですけど、ひとつ答弁をお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 多治見市の例を聞かせていただきました。承知をしておりますけれども、玉城町はご承知のように現在、第6次の総合計画策定しておるわけですね。やはり、町政、行政は継続だというふうに思っています。町政66年、昭和30年から迎えておりますけれども、やはりいろんな変化がございました。例えば人口にしましても、世帯数にしましても変動がございましたし、あるいは高齢化にしましても変動がありました。そんな中で、玉城町としてどうこれからも持続して発展をしていくのか。あるいは、町としての暮らしやすさをどう充実させていくのかというふうなことが大事でありますから、要は、総合計画はまちづくりの最も基本となる計画ということをご承知のとおりでございます。これからのまちづくりの方向性を示すものでございます。

平成23年に法改正がございまして、従来の基本構想の義務化というのは廃止されましたけれども、現在でもほとんどの地方自治体が従来型の総合計画を策定しておると、こういうことでございます。いろんな、幾つかの自治体では様々な取組が生まれておるということも承知をしておりますけれども、やはりご質問にございました実現可能な事業の推進というふうなことが大変重要でございますけれども、やはり住民の皆さん方の声、あるいは時代の変化というふうなものも踏まえながら、それぞれについて単年度の予算、あるいは実施計画での対応、そして重点化プログラムの策定といった特別計画などで対応できるというふうなことが可能ではないかと考えておるわけでございます。

そして、行政としては、やはり継続性というふうなことの観点を踏まえまして、今申し上げましたように、10年間を計画期間といたします現在の第6次総合計画は7月からスタートをしておると。向こう10年を目指したところのスタートをしておるわけでございます。

やはり、町といたしましては、以前から、1期、あるいは2期から「だれもが安心して、元気に暮らせるまちふるさと玉城」、そして「ずっと、もっと、笑顔あふれるまちづくり」というのをまちづくりのテーマとして掲げて、その実現のために皆さんで力を合わせて取り組んでいこうと、こういうふうな考え方でおりますので、今後もそういった考え方で進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） 今、私、申し上げたことは、今年の5月24日、マニフェスト大賞2021キックオフ研修会の中で、多治見市長自らがその研修会の講師となって、総合計画の策定など説明してくださったものです。市長自身がそれぞれの学区を回って、市民からの要望も聞きながら、実現可能な総合計画に反映をされているようで、この研修を

受けまして、私、合理的で理にかなっていると感じております。

今年度になってから、この立派な総合計画いただきましたけれども、この内容を本当に全て100%実現できたら、私は玉城町は天国になるなと思って、本当にうれしく思っているんですけども、果たして、これ、このとおりにいくのかなとちょっと心配しております。

それだけでなく、自分たちの町は自分たちが一番よく知っていると思います。ある程度、それぞれの人に意見を聞くのはいいですけども、意見を聞きながら、自分たちで進むのが本来仕事ではないかなと。それは一番、町民の皆さんに意見を聞きながら、また私どもの意見も聞いて、その中でまとめてしていくのが、私は一番いいと違うかなと思ひまして、今日このような質問をさせてもらいました。

今、町長のおっしゃったことでよくそれも理解できるんですけども、10年といいますと、本当に何というか、10年先は考えていることと絶対違います。物すごい変わっておると思います。5年前、10年前ともごろっと変わって、町長が職員だったときと今と、仕事の量は私、倍ぐらいになっておると違うかと思ひます。それで、その中で職員さんの数も少ないし、みんな職員さん、部署によって違うか分かりませんが、疲弊しているのではないかなと私は思っております。

ですから、自分たちのことは自分たちで、歳入も歳出も大体決まっておると思いますので、その中でやったらどうかという質問でしたけれども、また今後、この研修受けた内容は、資料、議会事務局にありますので、ぜひ作業部会の皆さん、一度ご覧になっていただいて、またもしよければ、コロナが収まってから多治見市に視察なんか行かれて、どんなか様子を見てくるのもよからうかと思ひます。

そういったことを申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

さて、次、国土調査法による地籍調査ですが、平成23年度から国土調査法による地籍調査の立会いが始まって10年たちますけれども、いまだに登記がついていません。進捗率ゼロ%です。その間も4,770万の業務委託料が発生しておりまして、人件費や事務機器、そして事務の消耗品などを含めれば、恐らく7,000万円近く、10年がかかっているのではないかと思われまふ。それだけの費用を費やして進捗率ゼロ、成果が出ていないということ、これは本当に異常なことやと思ひます。

それで、この10年間の進捗率ゼロ%であった原因は一体どういうことであったのか、お尋ねします。

○議長（山口 和宏） 建設課長 真砂浩行君。

○建設課長（真砂 浩行） 建設課長 真砂。

山路議員お尋ねの進捗率がゼロである原因についてということで説明させていただきます。

まず、地籍調査につきまして、平成23年度から現在まで事業をやっておるわけですけども、まずかいつまんで事業の流れのほうから説明をさせていただきます。

事業の流れとしましては、事業計画、地元説明……

(「それ、よく分かっていますので」と呼ぶ声あり)

○建設課長(真砂 浩行) よろしいですか。

地籍調査の状況を見ますと、令和2年度末で、三重県下においては全国でワースト2位というふうな話で、県下の実績9.69%。当町における調査の進捗状況なんですけれども、行政面積40.91平方キロメートルに対しまして、現地調査が済んだところが1.09キロ平方で、進捗率は2.67%であります。ただ、現地調査は進めましたが、問題は公図認証がいまだできていないということで、地籍調査は現地調査をした結果、公図として登録され、その目的を果たすものと考えております。

しかしながら、現時点では公図認証が進んでおりません。理由としましては、当初計画した年度別のブロック別に調査を進めることを優先したため、現地調査時に課題となった懸案処理について処理が進まず完了できてないというふうなことで、これを問題にしまして、平成30年度に事業着手の平成23年からの成果の照査を行い、具体的になぜ進んでいないのか、課題、懸案事項を抽出する作業を行いました。

これによって判明したものが、懸案事項といたしまして、筆界未確定、境界が確定しておらないものですね、土地所有者で93名、筆にしますと149筆。今現在の確定作業済みがそのうち35筆で19名分ということで、30年から進めております。

あと、閲覧、現地作業終わった後の各所有者の確認作業のほうなんですけれども、そちらについて未確認、未閲覧が、立会いただいたものの閲覧をされてない人が48名、71筆。その後、確認作業を終えたものが7筆で6名でございます。

懸案事項の主な事由としましては、立会いなり相続などで所有者不明とか、閲覧に対しての疑義についての、その案件についての処理などがあります。あと、共有名義について、立会いはしてもらったものの全て出席されず、1人でもいいんですけれども、あと委任状とかそういうを取っていただいたらいいんですけれども、その管理者が全ての合意がなく、そういうような形で筆界が成立しておらないとかいうふうな理由でございます。

それで、それにつきまして、今年度は130筆分、平成29年度に調査した分、130筆分が8月までに調査を終え、今後、県の検査を終えて、年度末までには公図の認証を行いたいというふうな形で進めております。これについては、恐らく遅れるような状態であるだろうということで、今のところ事業進捗とか確認しながら、そういうようなことで取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長(山口 和宏) 6番 山路善己君。

○6番(山路 善己) 原因の中におっしゃった筆界未確定、これの原因は何ですか。

○議長(山口 和宏) 建設課長 真砂浩行君。

○建設課長(真砂 浩行) 建設課長 真砂。

山路議員おっしゃられた筆界の未定の原因、先ほども申しましたけれども、共有名義による管理者が全て同席いただけなかった。委任状で対処できるんですけども、それとか、あと立会いに呼んだものの立会いに来られなかったとか、それとか山なんかであるんですけども、相続がおざなりになっておいて、土地の管理者が不在というふうな話の土地もございます。そういうような理由でございます。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） そうなんです。そのとおりなんです。要するに、筆界見て、これ、私が考える原因申し上げます。私も共有地、境界確認、立ち合わせてもらいました。その説明会が役場でありまして、3名しか出席してなかったことがあります、地権者が。職員さんと土地家屋調査士が多かったことがあります。このやり方、絶対駄目です。それぞれ調査する土地に出向いて、区長さんにもしっかりとお願いして、こういうことをやりたいんで、非常に大事なことなんやから、国土調査法という法律のとおりやることなんやから、できたら全員を、対象する地権者、集めてくださいと、その地区。それが欠けておると思います。

そこでしっかり話しすれば立会いにも来てくれまして、それで共有地、みんなが来なくてもいいんですから、委任状、これに書いて誰かに渡してくださいと。それから所有者不明、これは要するに今もおっしゃいましたけれども、相続がなされてない。これは本当にたくさんあると思います。そして、お隣の役所の地籍調査の係は専門の人がおりまして、法定相続人全て調べております。それで、全国へ散らばっておりますので、多くの方が。全国の総務部に調査依頼して、たくさん全国から返って来たりします。そういったことを怠っているからできなかったんだと思います。

そして、その原因は何かといいますと、これが一番大切なことなんです。人員があまりにも少な過ぎます。とても一人でできるものではありません。そして、町長にお尋ねしますけれども、町長、地籍調査というのはどれぐらい把握されています。できたら、私はあまり知らないと言ってもらえるのが今後進める上でいいんですけども、もし詳しく知っておれば、知っておったのに何でこんなことになったのということになってきますので、その辺ちょっとひとつお願いします。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 地籍調査は、やはり町のいろんな公共インフラを進めていく上で、あるいは個々の所有者の財産をきちっと整理していく上で大変重要だと。40平方キロの中に玉城町は約1,500ヘクタールの優良農地、これは県下でもいち早く基盤整備が整ってきました。その中で、制度はあまりその当時といたしましてよくはありませんけれども、基盤整備によって相当の整備がなされてきたと。しかし、住宅地のところ、あるいは山林のところ、そういったところでの、まだまだ土地の地籍調査は全く手がつかなかった。

これは玉城町だけじゃございませんで、三重県全体も非常に低いという、全国的にも

低いというふうなことで特に力を入れてきたと。特に玉城町は伊勢市との隣接をいたしますところの妙法寺、新田町区画整理事業、あるいは、その前には佐田土地区画整理事業とこういうふうなものがある、そして整理をしていこうと、こういう流れもあったわけでございますけれども、妙法寺、新田町区画整理事業は中止というふうなことに判断をさせていただいて今日に至ってきたわけでございますけれども、やはり、特に町全体からいきますと、伊勢市に隣接するところの東側の地域から順次進めてきておるといのが現状でございます。

もう一点は、やはりこの体制でございますけれども、特に平成30年から建設課の中に3名体制でそれぞれ所管をして、この整理に従事するというふうな体制を取って進めていきたいというふうに考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） そういった答弁されると思いませんでした、ちょっと趣旨が違いますので。作業内容、多分ご存じじゃないと思います。課長、先ほどおっしゃろうとした作業内容、1年の作業内容、ひとつこれ説明していただけませんか。

○議長（山口 和宏） 建設課長 真砂浩行君。

○建設課長（真砂 浩行） 建設課長 真砂。

それでは、山路議員の質問の事業の流れについて、かいつまんで話しさせてもらいたいと思います。

まず、公図認証までの流れなんでございますけれども、事業計画の策定、地元説明会、境界確認、これ現地調査ですね。その後、地籍測量、それと地籍図・地籍簿の作成、その段階で県の検査があります。それが終わりますと閲覧に入るわけです。それで、確認終わった後、県の検査、これは最終検査です。ここまでの間が2年でスパンで考えています。それで閲覧を2年目、現地調査、地籍簿までが1年目で終わる工程で考えています。その3年目で何をするかというと、県の検査が終わった後、法務局へいよいよ送り込みというふうな形で公図認証を終えるというふうな工程でございます。

以上です。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） 失礼しました。6番 山路。

今、課長から説明受けましたように、要するに、例えば1年の地籍調査の作業の流れ、まず来年度の計画を立てるに当たって地権者を全て調べなければいけません。これ、物すごい手間暇かかる作業です。それから、昨年度予定していた住民説明会、昨年度計画した一筆地の調査と地籍調査、そして昨年度実施した現場での境界確認とそれから地籍調査、その出来上がった図面、A0大判ぐらいの図面になると思うんですけども、地籍図と地籍図。これを閲覧といひまして、地権者の方に来ていただいて間違いはないか確認してもらって、それを証明してもらって、それ全て、この作業も今おっしゃったよ

うになかなか来られなくて進んでないのが原因です。

そして、それが終われば県に出して、県の承諾を得て、今度国に送っていく。国土交通省に承認を得て、また戻ってきて、それを法務局に提出して、登記簿を登記して、それで終わりなんですけれども、まだまだそこまで至っておりませんし、そして今申し上げたように、1年で一つの流れの作業全てあるわけなんです。とてもやないけど、1人ではこれ、町長できません。

それで、一つ提案ですが、建設課に用地担当の部署を設けて、例えば用地係として、今の課長補佐の方を用地係長兼任させて、もう一人職員さんを置いて、そしてもう一人、非正規職員でよろしいので男性を置いて、境界確認と地籍調査、これ専属でやらないことには、今の説明聞きましても、なかなか進まないと思います。

それで、今まで終わったことを言うたって仕方ありませんので、これからどうするか、それが大切だと思います。それで、今までのことは今までのこととして置いて、それを真摯に受け止めて、これから果たして、いかにして住民の皆さんに迷惑をかけないか、いかにして地籍調査に取り組んで進んでいくのか、これをお尋ねします。2番目の質問です。

○議長（山口 和宏） 建設課長 真砂浩行君。

○建設課長（真砂 浩行） 建設課長 真砂。

山路議員お尋ねの、今後どのように進めていくのかということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、課題、懸案事項、過年度の分を、過去の分を処理しまして、まずは現地調査が終わっておるところ、そこを公図として機能するように進めることが重要であると考えております。

そのためには、過去の課題やそういうふうな話を進めていく必要がございます。先ほどの未閲覧とか未立会いとかそういうのも随時、解決していくというふうな話でございますけれども、手法のほうを今年度から変えております。今まで調査ブロック、年度ごとの、例えば平成23年度に12ヘクタールぐらい調査入っておるんですけども、そこを全部、懸案を処理しようと思うと過大な労力が要ります。ですから、最小ブロック、どの程度になるのかを調べさせてもらって、一応県の見解でいきますと500平米以上と。ただ、500平米いうとかなり小さい面積でございますので、私ども考えるのには、進められるブロックを、まず書類が完備しておる部分のブロックを細分化しまして、それを公図にすることが重要であるというふうなことで、一応ブロックとして考えるのが、道路とか排水路、官有地で仕切れる部分について、そういうふうな小規模でございますけれども、そういうふうなところを随時送り込んでいくことというふうな話を並行して進めたいと思います。

あとは、先ほども申しましたけれども、今年度は29年度の4ヘクタール分、約130筆ですけれども、それができると。それで、4年度分につきましては、23年度にした部分と28年度の部分を送り込みを考えております。それで、あと各年度いろんな問題等あり

ますけれども、その部分は送れるものは送っていくということで、年度ブロックなやなしにもうちょっと細分化したような形で、いち早く公図にできるように努力していくというふうな考えでございます。

あと、体制でございますけれども、平成30年度に課題中止しました。それまでは山路議員ご指摘のように担当者1人でございました、主に。それで、課題なり、それを取り組むのに今現在、今年度は3人体制でやっております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） 今いろいろおっしゃっていただきましたが、私、これ100年たってもできないと思います、はっきり言いまして。その根拠を申し上げます。聞いてください。

まず、玉城町には69の自治区があります。もし仮に毎年1つずつの自治区を、面積ですけれども、自治区って分かりやすい話しするんですけれども、完全にできていったとしても69年かかるんです。今年度は閲覧で来年度は調査、その繰り返しでいけば、順調にいても138年かかる計算になります。ですから、今申し上げましたように、これ、5年やそこらで終わるような事業ではないんです。何十年、私ら亡くなってからも、皆さん亡くなってからも続くような事業なんです。

ですから、新しい部署をつくって、専属でそれだけやらなきゃ、これ絶対に進みませんよ、はっきり言いまして。今、3名とか2名とかおっしゃいましたけれども、そのうち1名は今年採用の新卒の方でしょう。それから、これまで町長、これ責任あるんですけれども、30年10月の人事異動で事務職の方を、要するに地籍調査担当した方を異動させて、まるきり事務職の方が就任して。これ本当に本人さん、困ったと思います。こんな専門的なこと、本当に分かるはずもないし、教えてくれる人もいないし、またあのような人事異動も本当に今後よう考えて、定期的に異動させるんじゃなくて事業内容とか業務内容、それ考えて異動させてもらいたいと思いますし、先ほど申し上げましたように、新たな部署をつくって専属にやらなければ絶対終わりません、本当に。

この4月から課長も就任されて、本当にこんな質問されて困っていると思いますけれども、課長も困ることがないように、町長、新しく部署をつくって。それで、本当にやろうと思えば、終わらないと思いますよ、本当に。玉城町の条例の町長の事務部局の職員、定数214人である。今何人ですか。まだまだ専属に何十年も、100年近くはかかるような事業やるんですから、新しい部署をつくって、専属にやらせても何ら問題は発生しないと思いますけれども。

地籍調査といいますと、ただで地籍調査してもらえると意識があると思うんです。実際、違います。町民の皆さんは町民税を払い、県民税を払い、それから所得税も払っています。国の補助が50%ありますけれども、町外に住んでいる方も所得税で税金払っていますので、町外の方で玉城町に土地を持っている方なんかも無償でなくて、自分た

ちが払った税金でやっておるんです。もし、これが民間企業であれば、お客様が自分たちのために何かをやってもらおうと思って7,000万近く出して、10年間、何もできてなかったらとんでもないことになると思います。

玉城町の地籍調査は、これと同じようなことじゃないかと私、思っています。ですから、本当に町長、今までのことは今までのこととして、真摯に受け止めて、本当に新たな部署をつかって、10年間異動させずに、どんどん進めていっていただきたいと思っております。

ちなみに日本の実施状況、これは令和3年5月、一番新しい状況です。今まで佐賀県まで、1年前まで98%でした。一番新しいのは、佐賀県、99%です。ということは、ずっと100%目指して当初から推奨されているんだと思います。恐らく、これは国土調査法ができたのが昭和26年、27年施行で、約70年近くたっているんですけども、当初から、昭和30年前後ぐらいから、佐賀県さんは地籍調査をずっとやってきたんだと思います。

そして、三重県は10%未満でしたね、たしか。9.何パーセントですか。そんな状態なんで、本当に今後、性根入れてやらなければ、これ絶対進みません。町民の皆さんのためにも、それから職員さんのためにも特別の部署をつくりまして、ぜひやっていただきたいと思っております。

それに関連しまして、課長にお尋ねするんですけども、調査士さんの中でADR認定調査士さんてご存じですか。これが大切なんですけれども、分かるか、分からないで。

○議長（山口 和宏） 建設課長 真砂浩行君。

○建設課長（真砂 浩行） 建設課長 真砂。

申し訳ございません。分かりません。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） ADR調査士さんといえますのは、ちょっと聞いてください。民間紛争解決手続代理関係業務を行うために必要な能力を取得することを目的とした特別研修を終了し、法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士をいいます。そして、玉城町も認定を受けた調査士さん、私よくご存じの方、何人か今までで立会いに来てくれておりました。また、そういった人はどんどん作業を進めてくれますので、何といえますか、これから役場の人員さん増やして、進めていく気があればどんどん進められると思いますので、ぜひそのようになさってください。

それでは、いろいろ質問させてもらいましたけれども、また町長にしっかり、本当に玉城町のことを考えて、あと運営をなさっていただきたいと思っております。

それでは、終わります。

○議長（山口 和宏） 以上で、6番 山路善己君の質問は終わりました。

ここで換気のため10分間の休憩といたします。11時10分からお願いいたします。

（午前11時00分 休憩）

(午前11時10分 再開)

○議長 (山口 和宏) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

[10番 奥川 直人議員登壇]

《10番 奥川 直人 議員》

次に、10番 奥川直人君の質問を許します。

10番 奥川直人君。

○10番 (奥川 直人) それでは、議長の了解を得ましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回、4点の質問をさせていただきます。

1点目が知事との1対1対談、この間、行われましたけれども、あとヴィソン多気と度会町含め近隣6町で進む広域連携、3番目がずっとお世話になりました小宮防災指導員がお辞めになられまして、後任についてお聞きします。4番目が先般、中日新聞で観光協会設立の件で記事が出ておりましたので、その記事の内容、意味についてお聞かせを願いたいと思います。

それでは、まず、コロナワクチン接種についてでありますけれども、玉城町においては行政及び玉城病院の本泉院長を中心としましたコロナ感染ワクチン接種が町内病院、または医療関係者などの協力を得まして、順調なワクチン接種が進められており、何かもう近くでは、近々では、町民の85%が2回目の接種を終わるといふふうなこともお聞きをしております。より一層の町民のワクチン接種の理解、または協力、町民一人一人の感染予防をお願いしてまいりたいと、このように思います。

それでは、質問に入りますが、今年の7月8日に10年目の、10回目、いわゆる知事が10年務められまして毎年、こういう知事との1対1対談をされておったということではありますが、私も以前、何度か傍聴させていただいております。そして、過去もそうだったし今も、他の市や町と対談の内容が比較してみると大いに違うなど、こんなふうを受け止めています。

そこで、まずこの1対1対談に対する辻村町長としての意義及び期待についてお聞きをしたいと思うんです。

○議長 (山口 和宏) 10番 奥川直人君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長 (辻村 修一) 鈴木知事が退任なされましたけれども、1対1対談の意義と期待についてのご質問でございます。

三重県では、市町との連携を強化するために、これは平成21年に県内全ての市町で構成する県と市町の地域づくり連携協議会というのを設置しておるわけであります。その

中に全体会議と地域会議というのがございまして、地域会議の一つに1対1対談が位置づけられておるわけでありまして、対談では地方創生の取組や市町固有の課題について知事とオープンな場で議論して、共通した認識の醸成と課題解決に向けて一步でも前に進めることが目的とされたわけでありまして。

こうした趣旨を踏まえて、町といたしましても毎年、知事との1対1対談を開催してまいりました。特に町だけではなくて地域全体として、全県下で取り組むべき課題について意見交換をして、共通認識の醸成、あるいは検討、町の役割分担、広域的支援の要請、全県取組の展開などについて議論をさせていただいてきたと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 他の町の対談を見ますと、具体的な町の将来ビジョンであるとか町民の生活改善に向け、町で苦慮している事業の実情を知事に聞いていただき、または県への要望、または県と国とでの連携等をいろんな形で要望されたりしております。

しかし、玉城町の場合は、ずっとこれ見させていただいてますと、玉城町はこんなことをやっているんです、こんなことをやっているんです、エリート発言的な関係で、自慢話という失礼ですけども、社会的な一般傾向課題や漠然とした課題などについて、では町長のお考えをお聞かせくださいというパターンで、本来、町が抱えている対談テーマの重み、そのテーマをいかに解決するかなど知事への説明や熱意、この辺が非常に不足しているような気が私はあって、残念に思っています。

町長は、他の自治体、近隣でもほかの町でもいいんですけども、対談内容を見聞きされていると思いますが、どのようにお感じなのか。見ているか、どう感じているか、お聞きします。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 他の町の対談内容については承知はうまくしておりませんが、今申し上げましたように、1対1対談というのは、いわゆる県と市町、対等なパートナーシップの関係にある県と市町が、全県的な課題である地方創生やいろんな減少対策やあるいは子育てや教育や、そういうふうなことで特に、もちろんその中には地域の課題もありますけれども、知事と首長がオープンな場で議論をしている。そして、共通した認識を醸成して、一步でも、県全体として、あるいは広域全体として前進をしていくというふうなことを目的としておるわけございまして、それぞれ意見交換の中で、県の知事からのほうのいろんな考え方も披瀝していたりというふうな中で、それぞれ関係部署でさらに練っていただいて、県の政策に反映をしてきていただいておりますというふうなことではないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 筋はそんな感じですがけれども、要は課題を共有していただくと。玉城町さんはこんな課題あるんだなど。じゃ、県としてこういうことをしようかとかというふうな課題を共有して、認識を共有して、そして役割分担も共有して、双方で助け合っていくと。まさに自治体と、ここでいえば住民さんなり、もしくは自治区なり各団体というふうな感じだというふうに受け止めています。

玉城町では、対談で知事に要望する、いろいろ要望もされていますよ。テーマ及び内容について、これは課長会等で検討されておられるのか、もしくはその進め方、展開の方法についてお聞きしたい。テーマの発起人は誰か、これもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山口 和宏） 地域づくり推進室長 中川泰成君。
（「町長だよ、これ。町長」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 知事との1対1対談の件は、やはり私のほうから指示をし、そしてそれぞれ所管するところとの調整をして、何か今年の知事とのテーマとして必要なものがないかというふうなものを聞き取りをしながら、そして県の出先なり本所のほうと協議をしながら、打合せをしながら開催をしてきておると、こういう状況になってございます。

以上です。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） そうすると、テーマについては町長もそういう提案をされますし、各課長さん、担当部署については当然、どういう課題なのかということをしきめ細かく分析をして、こんな1対1対談で要望してほしいという形になるのかなというふうに思っていますし、こんな有事では当然、各課長さん、皆さんが玉城町と知事との1対1対談については、このようなテーマで今回は町長は望まれるのだなど。じゃ、期待して聞いておこうかというような感じになっておるというふうに認識をさせていただきます。

町民の皆さん方で、今回はコロナウイルスの関係で参加できなかったというふうなことですがけれども、町長と知事の1対1対談にもし関心のある方は、ぜひ三重県のホームページで知事と1対1対談の動画や議事録も見ることができます。ここに、私も玉城町の分をずっと一遍見て、一度読ませていただきました。また、そのホームページでは、他の市町の首長さんがどんな形で町の課題を分析して、知事等に要望して、共に課題を共有しているのかということも見えますので、ぜひ、そういう三重県のホームページを見ていただくといいかなというふうに思っています。

この1対1対談の公的な、いわゆる公な場でありますので、対談のチャンス、機会を生かすため、職員とテーマを先ほど決めるということで、テーマに対する課題解決をしていくんだというふうなことです。より具体的な要望であってほしいと私は思っています。玉城町の場合、その絞り込みといいますか、こういうところがこうで、ここが

ちょっと問題なんだというふうなことで、何とかしてほしいというふうなところまでなかなか行き着いていない。前向きな意見を引き出し、知事のですよ。前向きな意見をいかに引き出すか、話を詰めるか。そして、県民や町民が見ている中で、今後こうした対応を、ぜひ、これからもあるかと思えますけれども、1対1対談では県と町の課題解決を進めていただきたいと思います。これは今までの1対1対談を見て思ったことで、町としてどう考えているかというのは分かりませんが、私たち一般住民から見た場合に、なかなかちょっと曖昧なあれだなど。こういう質問したら知事もなかなか答えにくいやろうなというふうな受け止め方をしましたので、今回、こういう一般質問をさせていただきます。

このたび、知事も代わりましたが、この1対1対談につきましては、新しい一見知事にも地域を知っていただくいい機会かなと、こんなふうに思いますし、また市町の熱意を通じて知ることができるいい機会かなと、こんなふうに思っていますので、この対談がこれからも継続されることを、私も三重県に一応お話をし、できたら続けてねというお願いをしていますので、今後ともまたそういう対応をお願いできたらなという要望であります。

それでは、次に2番目のヴィソン多気と近隣、度会町を含め6町で進む広域連携の取組についてお聞きをしてみたいです。

まず、広域6町というのは、皆さんご存じだと思いますけれども、隣の度会町、明和町、多気町、そして少し離れた大紀町、大台町、紀北町であります。そして、この6町での取組の1つ、3つあるんですけども、1つはゼロカーボンシティ宣言という形で、CO₂を出さないでいこうねという形での環境への取組を6町で進めましょう。

2つ目がヴィソン多気と日本航空JALとで観光振興連携協定を結びます。これはどういうことかといいますと、6町で取れる特産品を機内食で提供するとか、または観光案内をするとかということをしてJALと協定をして進めていく。

そして、3つ目は企業30社でつくる三重県広域連携スーパーシティ事業への取組も進められています。これは、先ほど津田議員さんからもありました、地域の交通の対応をどうしていくんだとか、これはモビリティ。それで、地域の医療、観光振興、そして先ほど言いましたエネルギー、それと共通した社会課題をどのようにしていくかということで、企業も含めてこの事業を進めていこうじゃないかということでもあります。

これは、すごい、私は事業だなと思っています。しかし、玉城町は誠に残念ながら、現時点ではこの事業に加わっていない。なぜ、一緒に玉城町は取り組まないのか、非常に町民の皆さんも関心が高いと思っています。その理由を町長にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） この質問の前に、1対1対談のところで、私のほうからお答えをさせていただきますのは、やはり申し上げましたように、県下市町それぞれが共通して

抱える課題についてできるだけ意見交換をして、それを県の施策に反映させていただく。こういう考え方で当初から考えてまいりました。しかし、一部には町の外城田川のしゅんせつ等の課題も意見交換したことがありましたけれども、なぜかということですね。やはり、直面する、当面、例えばコロナ対策とか、最近ではコロナ対策とか、あるいは健康づくりとかというふうなことで最新の話題について意見交換をする。なぜ、そうした個々の課題については、それぞれ担当レベルで県の担当課と絶えず折衝しながら県の施策に反映していったと、そういうふうな形は当たり前の形の中で県下の市町は取り組んでおるわけでございますから、特に全県的な課題について意見交換をしてきたというふうなことでございます。そして、それぞれが県の施策にも反映されたものもあると、こういうことでご理解をいただきたいと思えます。

それから、ただいまの度会町さんを含めた近隣市町で進む6町の地域連携ということでのご質問でございます。

やはり位置的なところ、あるいはそれぞれ地勢と申しますか、産業構造と申しますか、そういうふうなところ。そして、これは一つの今、法でいろんなところの指定がありますけれども、広域行政あるいは広域連合、そうした枠組みがございます。例えば玉城町でいたしますと、伊勢志摩定住自立圏とか、あるいはいろんな介護の保険事務とか、あるいはごみの処理とか、あるいは国の指定によりますところの特定山村地域指定とかというふうな形の中で、特に多気町さんを中心にしたヴィソンの取組、大変、三重県南部の発展に寄与していくのではないかと申します。期待しております。

そんな形で、町といたしましては大いに連携できる場所は連携をさせていただいて、玉城町としては玉城町の役割を担っていくことがこの地域の発展につながるのではないかと、こんなふうな考え方を申しておるわけでございます。6市町の取組につきましては新聞報道等でも承知をしておりますし、スーパーシティ構想については、いわゆる国家戦略トップの取組でございまして、自治体や企業なんかは未来社会の先行実行を目指して取り組む壮大な事業と認識を申しておるわけでございます。今後、実証される事業の内容や近隣市町の状況を踏まえながら、玉城町としても対応していきたいと考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 先ほど1対1対談の話もありました。大きな意味で、その課題を玉城町は挙げているんだと。町長、ほかの市町の1対1対談見たことないと。見てください。見たことないんでは駄目ですよ、見てもらわないと。ほかはどんなことをしているんだと、遅れていますよ、そんなもの。各担当課と言いましたけれども、先ほど山路さんの質問にあった地籍調査なんて、県から補助をもらってやっているわけですよ、今。そんなことすりゃゼロですよ、実績は。そんなの担当者やってるとか、そんないい加減なこと言わんといてください、実績がないんだから。

ということで、話を戻しますけれども、いわゆる様子を見て、6町の連携はいい話だという形と町長も受け止められておりますけれども、何やったらええなというふうなことです。最初から私、入ってほしいと思っておるんですけれども、恐らく私も含めてです。先ほど申しましたけれども、町民の皆さんは多気はやっぱりすごいなど。それはリーダーシップ取っているんですから、隣町で、すごいなど。玉城は一緒になぜならぬの。ヴィソン多気での雇用は1,000人やと言うておるやないかと。近くに町民の働く場、雇用を確保してもらえやないか。産業や観光振興、農業も含めてですけれども、そういう開ける場面もできるじゃないかと。地域活性化につながり、玉城町も、そして役場も職員の皆さんも、多分、恐らく視野が広がって変わるんじゃないかなと。これはトップが自ら玉城町のこと、職員のこと、考えて判断すべき問題だなどこう思っています。

町長は、この6町の事業を、先ほど言われましたけれども、メリットがあるということをおっしゃっています。この件について、もう一度、メリットとは具体的に玉城町としてどう考えている。先ほどやってもいいなど、玉城町って入ってもいいなどというご発言があったんで、じゃメリットとしてはどういうことがあるんだろう。また、この多気町からの今まで声かけ、誘いはあったかなかったか、これを聞きます。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） まだ新聞報道等で確定はしておりませんが、いろんな未来技術を利用したまちづくりというふうな、これからも大変重要だというふうに認識をしております。町といたしましても、そういうふうなものを参考にさせていただきながら、勉強させていただくというふうなことが玉城町のためになるんじゃないか、こんなふうに思っています。

（「声かけ」と呼ぶ声あり）

○町長（辻村 修一） 特に大きな声かけはありませんでした。

以上です。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） そうですか。声かけは少しあったようなことは私は聞いていますので。声かけたけれどもということです。

そういうことが隣でやられているということでもありますけれども、私はこの話は7年前、平成26年3月と一昨年31年3月にこの議会の場で、アクアイグニスの、今のヴィソン多気事業に対し、玉城町の産業や観光振興を見据え、辻村町長に連携をお願いしたはずなんです。しているんです。町長も大分、そういう前向きな意識があったと思うんですけれども、それで先ほど、私は多気町から話があったと、このように理解しています。あったと思いますよ。ないはずがない。連携を取る、取らないの判断はどうされるのか、今後ですよ。課長会で決めるんか。まだ議会にもそういう話はあったことすら、情報も報告ももらっていませんけれども、どのような経過で現在に至っているのか。入ってお

られない。けれども、それに至った経過というのは僕はあったと思うんで、町長、記憶にあるのなら教えていただきたいと思います。町長、よろしくをお願いします。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今、申し上げましたように、具体的な働きかけなかったんですけども、やはり大きな、いろんな集客施設ができるというふうなことで、また雇用の場が生まれるわけでありますから、玉城町の方が働いていただく。また、なかなか雇用確保、非常に難しい場合にはぜひ協力してほしいというふうなお話はいただきました。それはお互いです。玉城町も、今、昼間人口が4,000人ですからね。約9割が町外なんです。それはお互いの地域の役割を果たしていくことが発展につながる。それはお互いの協力体制が大事だと思っています。

以上です。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 非常に大きな事業で、玉城町にとっても近隣にとっても今後、将来にとっても大事な話で、ええ話あってんと。話あっただけではあかん、それはどうするのやという判断をせなあかん。それはタイミングもあるし、今やったらタイミング遅れているわけですよ、町長。話があったときには、タイミングに間に合うように私は話があったと思いますよ。

それで、ふだん、そういう久保町長とかね、近隣の。そういう話をする機会はないんですか、お聞きします。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今、そういう形での答弁したような考え方で、特に雇用が必要な場合には協力してほしいというふうなことの話はありました。しかし、玉城町のスタンスとしては、やはり伊勢志摩定住自立圏、さらにいろんな特性が異なっておる。町としてのいろんな住み心地を目指したところのいろんなまちづくり、やはりこれを重点的に進めていくということが大事であって、何ら6市町でやっておられるところの町長協力はしないという考え方は毛頭ございませんので。何かまたいろんなお話があれば、相互に協力をしていくということは変わりはありません。これは、この6市町だけではなくて、反対に鳥羽志摩、あるいは三重県南部の熊野地域の市町と関係といたしまして同様のことです。

以上です。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 伊勢志摩の関係につきましては、いろんな形で明和町も入ったりしておるわけで、度会郡とか多気郡とかそういうものにこだわることなく、いろんな自分の町にメリットがあるものについてはどんどん各自治体が自主的にそういう枠組みから抜けて、いろんな共同でまちづくりを進めていく、助け合うということが進められておるんで、そういう認識を改めてもらって進めていただかないとずっと取り残されてい

くし、今、私は町長にお話ししておるのは伊勢志摩の話はしていません。6町連携の話をしていきますので、それから話をずらすと困るので、今、お話を聞きましたので、6町で考えておくかというふうなイメージだと思います。

先ほど申しましたように、私もこのことについては以前から提案を過去からしてきて、結果、まだしてきた割には反応がないというふうなことです。

あと、また先ほどもお話にありましたように、少し長い目で見れば、こういう協力体制は大事だということを町長おっしゃっていますので、これは様子見ることなく、いいものはいい、この是非の判断をしっかりといただいて、様子見てやるかとか、そんなんじゃないなくて、やっぱり仲間であれば一緒にスタートするというチャレンジ精神で進めていただければなど、こういうふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次、これも6町連携でゼロカーボンシティを目指す宣言を今、されているという話をしました。玉城町も災害があった。いわゆる環境対策なんですよ、これは、町長ご存じですけれども。そういう意味では、水害もいろんな形の豪雨も防げる可能性があるという形で取り組んでいます。

1年前から、私は玉城町の公共施設への再生エネルギーを100%できますよという案が今あります。これを活用して、玉城町の公共施設の電気料金、今約6,300万円ぐらいあるもののうちの721万円、11.4%を削減できるという提案を1年半前に町長に提案をさせていただきました。このことをやっておれば、我々先を越されずに、先駆けてまちづくりのモデルになったかもしれない、リーダーシップが取れたのかもしれないと、このように思っ、私は非常に残念に思っています。

町長にお願ひして1年半以上たちましたけれども、現在の取組の状況について、町長、よろしくお願ひします。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今の取組は、具体的には担当からお伺いをさせていただきますけれども、先ほどの件です。

連携できるところは連携していくという考え方には変わりありませんし、奥川議員の意見として承っておきますけれども、ほとんど議員の皆さんや町の皆さん方は玉城町の6次総合計画、これもほぼ意思決定されて進んでおるわけでございますけれども、つまり玉城町のコンパクトな町のよさをこれからも持続してほしいと、こういうことではないかと思っ、お願ひしておるんです。

そんな中で、住む場所、働く場所、あるいは学ぶ場所というふうなところ、それが集約されて、そして今コロナ禍の中でも医療の安心した提供体制があるという、そういうコンパクトな町、コンパクトシティが玉城町ではないかなと、こんなふうに思っ、お願ひしますので、これからもそういうふうなことをやはり大切にしながらまちづくりを進めていきたいというふうな考えておる次第でございますので、私の考え方と相違するところ

はそういうところでございます。

それから、今の電気料の関係、担当課長から答弁させます。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長 中村元紀君。

○総務政策課長（中村 元紀） 総務政策課長 中村。

奥川議員のほうからご提案いただいたというんですかね、ご紹介いただいた電力料金のプラン等も私も拝見させていただきました。玉城町では、平成27年8月から役場、保育所でございますけれども、新電力会社のほうに電力供給の契約をしてございます。

現在の状況でございますけれども、過去の答弁にもございますように、本年3月ですかね、10月をめどに業者を選定したいということで答弁させていただいたかと思えます。それで、今現在の状況でございますけれども、奥川議員が1年半前と若干今現在の状況が変わってきておるといのはご存じかとは思いますが、それにつきましては、燃料の高騰の問題であるとか、あと本年3月でございますけれども、大手新電力会社のほうが倒産した事例であるとか、諸般の事情が変わってきておるといような状況でございます。

今現在、近隣のほうの状況も調べた中で、度会町さん、伊勢市さんあたりが最近見直しをされておりますし、明和町さんも見直しもされておると。その状況を調べさせていただいて、それぞれ仕様書等も入手させていただいたところではございます。ただ、伊勢市さんのほうでも上下水道課さんのほうが一般競争入札されたようでございまして、一昨年契約された会社さんはその年だけで、今年度の入札には参加はされなかったというふうな状況でございます。また、下水道のほうの料金につきましては、一般競争入札やったわけなんですけれども2回ほど不調になったということで聞いてございまして、その辺りでちょっと仕様書の作成について、より慎重にやっていかなあかなというところで今現在進めておるような状況でございます。

いずれにいたしましても、本年度中には見直しをした中で、来年度から契約していきたいというふうに考えてございます。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） その状況を私も、国策もあればいろんな背景があって、今非常に電気業界といいますか、そういうのが非常に動きにくくなっている、これは私も知っています。だから、チャンスは生かせというわけ、そのときに、1年半前に話があったらもうそうなっているわけやんか。遅れたからこうなっているんやんか、本当言うたら。だから、そういうことを、すぐ動く、こういうことが物すごく大事だということを言いたいんですよ、私は。南伊勢町がもうそうやってやっているわけですよやんか。度会郡4町の中で玉城町だけですよ、ゼロカーボンやっていないの。町長、ご存じだと思いますけれども。恥ずかしくないかなと。我々は恥ずかしいですよ。本当に情けなく思います。だから、そういうのを率先して、コンパクトのいい町やったらコンパクトらしく素早く動いて素早く結果を出す、これがコンパクトシティのいいところじゃないかと、このよ

うに思いますので、実践をしていただきたいというふうに思います。

私は、ある町の職員に聞きました。俺な、私ですよ、こんな提案をしているのさと、電気料金安くなるとか、いろんな提案してきます。このような行政への提案を議員さんや町民の皆さんからされたら、当然私たちは対応しますよ。町や職員の恥ですから。ほかからね。皆さんプロですから、プロフェッショナルで金儲けやっているのに、ほかからこんなどうや、あんな言われたら恥ですから、そして、町長に恥をかかす。町長に叱られます。こういうことを言っている職員さんがおみえです。なるほどなど、これが目指す職員像かなと思ひまして、これが一言ここで、こういう状況があったんだということをお聞きしましたので、これを受けて、町長、どう思いますか。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） お答えさせていただきますけれども、ゼロカーボンとか温暖化とか、今の政策の部分というのはもう早くから取り組んでおります。特に、もう既に、12年前から玉城町は三重県に先駆けて、三重県でも最大のスクールニューディール施策によって省エネ対策、町内全ての小中学校に最大の、200キロワットのソーラーを設置して取り組んでおるといふような対策を講じておるわけでありまして。この取組も、近隣市町に情報を伺っておりますけれども、これから県の担当や近隣市町と情報共有しながら具体的な取組をしていこうというふうなところに至っておりますし、さらに、現在の取組もそれぞれ、太陽光発電をはじめ、自治区の防犯灯LED、あるいはいろんな、特にごみの関係の減量化というふうなこと、そうしたことも具体的に町の施策として町の皆さん方にもお願いをしながら、さらに一層強化をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） そうですよ。私も昔から、中学校、小学校、福祉会館、役場の上に太陽光つけて、今度は住民の皆さんにも太陽光を設置する場合の補助金も出している。そんなことをしておいて、なぜこういうことをしないんだと。いわゆる、町民に見える活動をしていただくのがいいかなと。さすが玉城やなど、町民の皆さんもそれ言いたいんですよ。町長、さすが玉城やなど。そんなことを、情報発信をどんどんして、いいものを取り入れてもらって、情報発信をしてほしいと。

先ほど申しましたように、町長、そういう職員がおられるんですよ。それを見てどう思いますって、それが質問ですよ、私の。町長に叱られますよというやつです。聞いていないのか、いいこと言うておるのに。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 職員がそれぞれの職務に大変頑張ってくれておるといふふうに認識しております。そういった中で、いろんな、まだ未着手のところ、あるいは少し遅れているところについては、さらにいろんな、定期的な課題解決、ヒアリングの中で取

組を指示していきたい、そんなふうに思っています。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 職員の人材育成、これは平成18年の教育方針か何か、人材育成計画のまままだということも監査委員さんのほうからご説明ありましたが、スピード感ある、そして打てば響く、そんな職員を、そしてどこにも負けないプライドを持った職員、こういう職員の育成をお願いしておきたいと思えます。

それでは、次の質問にいきます。

大変、玉城町で防災の関係でお世話になりました防災支援員の小宮様が、4月が本当は退職だったんですが、町長、役場のほうで7月末まで延長していただいて勤務をしていただいた。4月の段階では、もうお辞めになるという、以前、その前からだと私は思いますよ、話があって、この退職に伴う人材の確保はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。町長ですよ、町長。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） 防災対策室長 見並。

奥川議員のほうからご質問のありました件につきまして答弁させていただきます。

小宮防災技術指導員におきましては、先ほどお話ありましたように、平成30年4月より令和3年7月まで、3年と……

○10番（奥川 直人） それはいいです。次どうする、どうなるのと聞いておる。

○防災対策室長（見並 智俊） いろいろご尽力いただいたということなんですが、今後の退職に伴う人材確保につきましては、今のところその考えは持っていないということでございます。現状の防災対策室、こちらについては、平成29年、台風21号以降、玉城町におきましても防災対策に力を入れるというふうなことでこの室を設置していただいたわけですが、その中の職員の中で一丸となり、小宮技術指導員の教えを受け継ぎながら地域防災力向上のため、自助、共助、公助の取組を一層進めてまいりたいというふうにご考えております。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） なぜなんですか。環境もいろんな形で変化をしてきているし、4年前には台風21号でそういう水害もあった。今、自助を高めるのは自主防災しかないし、幾ら役場が自助自助言うたかて、そんなもん、ふうん役場が助けてくれんねやろと。そこに、各地域に自主防災会があれば自主防災会として自分たちの会員、会の会員を守っていかなあかんという義務ができるわけですよ。だから、そういうきめ細かな防災組織をつくらないと、これで、自助で守り切れるんですかね、町長。町長のお考えをお聞きします。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 小宮指導員には大変協力いただいて、ご指導いただいたということです。今担当室長申し上げましたように、代わりに雇用させていただく考えはありま

せん。やはり、ご指導いただいて、非常にいろんな意識を、あるいは知識をいただいたというふうなことは感謝をしておるわけでございます。やはり、防災の室をつかって、スタッフもおるわけでありまして、またもう一つは、いつでも、必要な段階では川口、三重大の先生、准教授をはじめ、県のほうにも指導員が配置されておりますので、防災アドバイザーの皆さん方からのご指導は仰ぐ体制がございまして、そういった考え方で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） あれだけ問題になったのに、非常に残念ですけども、今まで防災意識がこれだけ町長に低いと、本当に守り切れるんか、本当に無責任発言やと、このように私は思いますよ。

それと、担当が本当にそれできるのかなと。今まで小宮さんがずっと回っておられた各自治区への指導、あれ小宮さんだからできるんですよ、小宮さんだから話を聞いてもらうんですよ。そういう実情もしっかり把握した中で最終判断を私はしてほしいと思いますよ。その町長の甘い考えもそうだし、以前も危機管理監を設置した、これ1年ももたなかったですよ。その場その場、今回もこういう防災指導員も置いた、その場ですよ。何にも歯止めができていない、各事業に対して。玉城町として、こうなったんだという歯止めが一つも決まらないままですよ。そんな玉城町で将来あるんですかねという私の独り言です。

では、次にいきます。

次は新聞記事の話になります。中日新聞で、7月29日、記事の見出しは、玉城町の観光協会、設立から4か月という記事の見出しです。内容は、玉城町の観光協会の今後の課題は地元業者の意識改革と観光資源の掘り起こしと書いています。観光で稼ごうという気が地元業者にはあまりない、今後、人口が減っていくことも考えると、今のうちに何とかしなくてはと担当職員は危機感を募らせているということです。玉城町行政が、この組織は玉城町行政が提案をした。運営費も100%出した。計画もつくった。今年、観光協会をそういった中でつくったというふうに記事には書かれていました。

この地元業者にその気がない、他人事と読み取れる役場の発言であります。記事の内容を町長は読まれて、どのようにお感じか。私は、地元業者にちょっと失礼やなど、何か上から目線で言うておるなど、こういうふうを受け止められたんで、町長の意見を聞きます。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 新聞記者からの取材を担当が受けたわけでございます。そして、それが記事に掲載されると、こういうことです。一般的に、いろんな町の施策や事業、イベントは多くの方に、町内はもとより、町外の皆さん方にも知っていただくというふうなことの手段として、いわゆる報道へ、記者クラブへ投げかけて、新聞、テレビ等で

町のPRをしてもらうというふうなことがある。そして、またより迅速に知っていただくというふうな手段だというふうに認識をしておるわけでございます。

また、報道機関による場合は、公的な立場で論じられるというふうなことから、町民の皆さん方にも信頼性も高いし、報道のほうで掲載していただくというふうなことになりますと費用もかからないというふうなことになるわけでございます。大変有効だというふうに認識しております。そして、特にそうしたことで報道のほうへもその都度働きかけておるとというのが現状でございます。記者の方も、それぞれ、玉城だけではなくて、いろんな取材活動をやっていたらと、こういう現状でございます。

有料で行う広報と異なって、情報のコントロールの主体性というのは、いわゆる媒体側といいますか、新聞社にあると、いわゆる編集権があるというふうなことでございまして、報道機関としての報道の自由というものがあるわけで、こちらからどんな形の内容を載せてもうたんや、後からというふうなことの、あるいはその前の閲覧というふうなこと、検閲というふうなことはしてはいけないというふうなことになっておるわけでございます。

そういった形で、一度ニュースとして流れたものを訂正するというふうなことは非常に困難であるということです。やはり、誤った情報を伝えたことが分かったときには、直ちに記者の方に訂正を申し入れるというふうな考え方で今も進めておることがお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） まず、ちょっと私が読んで、非常に観光に目を向けてやろうかなと思っている人が玉城町の場合は少ないですけども、そんな中で、こういう失礼な、その気がないということ行政が言うのは間違いだと、一緒にやっぺいこうねというんだったら分かりますよ。みんなやる気ないやないかと、こんなことをへっちゃらで言うような職員では駄目だと、このように私は思っています。

そして、もしこの新聞記事、もしくは担当者が言ったことが事実であれば、町民ニーズがないということですやん。もう役場の職員が町民、こういうニーズがないんだということをなぜするのかということ町長に今から質問しますよ。

観光をなぜやるのかと。地方自治体の意に反しないかと、このやる気がないものをやるのは、これ、ちょっと町長にお聞きをしたいと思います。町長ですよ。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 里中和樹君。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

奥川議員仰せのように、この新聞の記事のその場所だけをお読みいただくとそういうふうにも感じられても仕方ないかも分かりません。ただ、今回この新聞の片面記事の3分の1を割いてこの記事を書いていただいております。その流れをずっと読んでいただいて、この記事の、先ほども奥川さんの、もちろん感じ方は自由なので私は一方

的なことは言えませんが、奥川さんがそういうふう感じられた以上はそう言うことは私もあるんだなというのは理解しますけれども、一応、これ全部読んだ流れでここを読んでもらった場合には、私自身はそう言う意味ではないです。

以上です。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） この文章の大事な締めくくりなんや。締めくくりこそない書いてあるわけや。それはやっぱり問題やなど、文章の書き方下手やわ。最後は、一緒にやっ
ていこうとか、協働で進めましょうと、一番最後はそうやって書いてあんな。それは、
やっぱり文章の書き方とか、皆さんを激励していくという意味では、非常に私は失礼な
文章の書き方やと、こういうふう受け止めました。

観光観光と、私は、さっきも言いましたけれども、10年玉城町でやってきているん
ですよ。田間副町長が、当時も産業振興課の中でやられた。観光観光と言いつつ、もう11
年たちました。観光って幾ら使ったか知っているか、今まで。広告宣伝費、この10年で。
1億5,000万使ってんで。1億5,000万観光投資をしてきて、何が変わったんでしょうか。
FMで何かやってもらおう、新聞記事出す、パンフレットつくる、何が変わったんかなと、
10年やってきて。ここが僕問題やと思っておるんですよ。そういう意味では、この観光
の在り方というのは、今後、将来どうしていくんかという決断もするべきじゃないかな
と思っています。

私はもう提案しますよ、いわゆる玉城町は知る人ぞ知る隠れ観光地でよいんではない
かと。あえて、どんどんPRすることはないと。知っている人が来てもらいたいんだ
と。当然、皆さん受け入れるだけの観光施設も観光場所もないんだから、それはそれに、
町長言われる身の丈に合った観光事業をすればいい、このように私は思いますが、町長、
いかがでしょうか。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議員もいろんな活動なさっておられるように、生産者の方はすば
らしい生産物を栽培なさっておられるわけですね。それをもっと多くの方に知ってほ
しいわけですね。それによって、やはり農産物、そして経済活動が成り立っていくと
いうふうなところ、それはある程度のところは観光地で観光客の方が目にとめていただ
くというふうなことも大事やと思っています。それが1点。

そして、それはそれぞれの方が頑張っておられるわけですね、現実には、それが大事です
ね。それから、やはり身の丈というふうなことで、やはり、もう何度も言うています
から簡単にしますけれども、やはりお伊勢さんの隣の町、お伊勢さん、観光地のところ
に何らかの形でいろんな町のすばらしい農産物が提供されるような、そういうふうな
形での玉城町の役割、それが大事と違うかな。

以上です。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 町長おっしゃったように、そんなレベルで私はいいと思うんです。あまり観光観光しなくても、あそこ行けばああいうもの売っているよ、安く売っているよとか、今の、例えば城がいいんかアスピアがいいんか知りません、ほかにもありますけれども。でも、そういうところら辺でとどめておいたらどうやろうというふうに思ったりしています。町長がそうおっしゃるのであれば、そういうふうな形で、違った面で産業振興に役立てていただけるような観光レベルでは医院ではないかと、このようなことを提案させていただきたいと思います。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 里中和樹君。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

1点だけ。この書き方については新聞記者さんに委ねられますもので、私らがこう書いて、締めくくりがどうのこうのという話は私らのほうでできません。あと、この意味についても、観光で稼ごうという気がないという言い方、そういうふうに言うたらそうなんですけれども、観光客に目を向けて稼ごうという方が今は少ないよねという話の中でした会話やと私は思っています。

以上です。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 頑張ってください。町長も、そこまでもう無理や、私もそう思いますよ。1億5,000万もかけてきて何が変わったいったら、本当にあまり変わっていないやんか。そういう意味では、もう一度観光の在り方とか、ある一部のそういう商売なり、そういうことをしておられる方をいかに玉城町として励ましていくんかということでもいいんじゃないかなと。大きなこと言ったってできないんだから、今まで実績もないんだから。

ということで、最後に、思いというのは案外皆さん強いんですよ。町長は特に。思い続けているはやっぱ駄目だということで、夢やったらいいけれども、ただの思いでは駄目なんで、現実には直面する課題っていっぱいあるわけですよ。それは、先ほど言われたみたいに農業政策も、いつも言いますが、これ大変な課題です。こういうのも全て回ってくるよと、これ玉城町にとって大事な課題。防災、これもある程度形をつくっておかないとまた崩れていくよ、今までできたものが。室長、今までできたものがまた崩れていく可能性がある、築き上げたものが。だから、それをいかに維持発展させていくか、これは至難の業です。そういう喫緊の課題を具体的にどう解決していくんだということを町民の皆さんとともに、課題に向き合って進めていく行政をしていただきたいと思いますので、もうこれで終わりですので、議長、ありがとうございます。もう一言言うて終わりです。質問しません。では、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（山口 和宏） 以上で、10番 奥川直人君の質問は終わりました。

少しお昼回りましたけれども、一般質問の途中ですが、ここで昼食の休憩といたしま

す。午後は1時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

(午後0時07分 休憩)

(午後1時00分 再開)

- 議長(山口 和宏) 再開いたします。
午前中に引き続き、一般質問を行います。

〔7番 中西 友子 議員登壇〕

《7番 中西 友子 議員》

- 議長(山口 和宏) 次に、7番 中西友子君の質問を許します。

7番 中西友子君。

- 7番(中西 友子) 議長の許可をいただきましたので、通告書に沿って質問させていただきます。

質問の事項は、新型コロナウイルス感染症に対する対策についてと生理用品の配布、常備についてです。

まず、初めに新型コロナウイルス感染症に対する対策についてお尋ねします。

三重県も緊急事態宣言が出され、町内でも感染者が増えてきています。町でも予算を取って対応していますが、これからについてお聞きします。

町内でも新型コロナウイルスに感染する方は今後増えていくと思います。これは私の考えですが、増えたときの対応を考えなければならぬと思います。町長はどのようにお考えですか。

- 議長(山口 和宏) 7番 中西友子君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

- 町長(辻村 修一) 中西友子議員からご質問、まず私のほうからお答えを申し上げますが、増えた場合にどう対応していくのかというふうなことのご質問でございまして、前段、津田議員さんからも今までの取組について、ご質問の中から、私のほうからお答えを申し上げておるわけでありまして。

増えていくと思われるということの、町としてどうそれを対策していくのかということでございますけれども、やはり、これについては最大限の国や、あるいは県や専門の皆さん方からのご指導に基づいて、できるだけ増やさないような努力を今までどおりやっていくというふうなこと、それが一番大事なことはないかなというふうに思っています。それこそ、今までホームページや、あるいはいろんなところでお話させていただいているように、まさにオール玉城で、多くの皆さん方の協力をいただきながら、一つ一つの対策を講じていくしか今のところないのではないかなと。

最近では、ご承知のようにブレークスルーとか、ブースターとかブレークスルーですかね、3回目が必要ではないかとか、あるいは抗体のカクテルが軽症の場合には重症化しないような形の治療の仕方が出てきたとか、いろんなところでそれぞれ対策が進められてきておるといふような現実もあるわけがございますけれども、やはり、まずは町として、そして町の皆さん方一人一人が大切な命を守っていくためにどうしていただくのがいいのかというふうなことを、呼びかけをさせていただくというふうなこと、これが一番大事ではないかなと、こんなふうに思っています。

そんな中で、G-PLANあたりももちろん事業執行をさせていただいておるわけがございますし、何とかその対策も町として力を入れていく必要があるなというふうに思っています。

今お答えさせていただくことは以上でございます。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） では、まず町長のほうから全体に対してのご答弁いただきましたが、続きまして、町内の学校内での検査の実施についてお聞きしたいと思います。

これは、私は生徒の全数検査、PCR、抗原問わずですが、小学生、低学年ですが、発症しても無症状状態、そのまま検査もしないでおく感染拡大を引き起こしてしまう感じも、今クラスターとって騒がれていることも起きてしまう可能性があるのも、まずは軽症のうちに隔離、そして保護して、軽症で済む対策をしていけないかなと考えております。その点についてお聞きします。

○議長（山口 和宏） 教育長 中西章君。

○教育長（中西 章） 教育長 中西。

中西議員の質問にお答えします。

中西議員が言われる検査、PCR及び抗原検査も含めてということなんですが、今現状、文部科学省から各学校に配付される予定の抗原検査簡易キットというのがあります。まず、そのお話をさせていただきます。

この簡易検査キットの目的としては、クラスターへの対応や医療の逼迫を防ぐ観点から、各小中学校に対してこういうものが送られてきたということです。この検査は、15分から30分程度で結果が出ると聞いています。ただ、送られてくる個数ですが、中学校で20個、田丸小学校の場合20個、あと外城田、有田、下外城田は10個ずつです。今、中西議員が言われた全員に検査をするという部分については、ちょっとこれでは対応できないかなと思っています。それと、このキットについては、基本、教職員が勤務した後、熱が出てきたりといったときにこういう簡易の検査キットで調べるというのが目的なんです。現状、調子が悪い場合はもう自宅待機というふうになります。これ、子供たちも同じです。そう考えますと、調子が悪くなったり、基本病院へ行っていただくことになります。そこでPCR検査等の検査が行われると。基本、小学校、中学校の子供たちについては、玉城病院がありますので、そちらへ行っていただこうかなというふうには

考えております。

それと、どうしても必要な場合については、また総務課とも調整したり、福祉課とも調整したりしながら、全員が受けるという部分についてはまた判断させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） 国ほうから抗原簡易検査キットが届けられたということですが、全員分はないということ。執行部側というか、財政部のほうとも検討はしていただかなければならないと思いますが、私は、この検査キットがあるのなら財政の持ち出しをしていただいで継続的な検査をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

抗原検査キットを用いた検査、そのほかの検査につきまして、検査の目的としまして、そのときの状態の確認をするという趣旨になってこようかと思っております。継続的にと言いますと、検査の結果が分かったその時点は確かにそうでありますけれども、毎日毎日とか週に1回とかやっていくというようなこと、それを児童全員にそういうことをやっていくというのはとても負担がかかるということではないかなというふうに考えます。ただし、社会的検査というところからいきますと、福祉施設であったり医療機関であったりと、そういったところで職員が定期的に検査を行う、そういうことは三重県が実施もしておりますし、玉城町でも予算措置をして、町内の福祉施設の従事者がクラスターのおそれがある場合には対応していくということで現在体制を整えております。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） では、引き続いて、職員以外の町の住民全員を含めた町としての無料の検査について、先日、報告の中にも玉城病院のほうに自主的に検査をしに来られる方がいらしたということで、その件数も1,000人でしたか、ちょっと記憶がないのは申し訳ありませんが、その自己負担分のお金を考えると、1回1万2,000円ぐらいだったと思うんです。ちょっと自分がかかっているかというのを何回も検査するのも大変な費用になりますので、無料にならないかお聞きします。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

検査につきましてですけれども、初めに、三重県のほうでちょっとご準備をされている内容についてご報告をさせていただきます。

先ほど、小中学校のほうは文科省のほうからということで抗原検査キットを各学校へ配付がなされたということでございますけれども、保育所や放課後児童クラブ、認定こども園も含めましてですけれども、こちらについては三重県を通じて同様に抗原定性検査キットというものを配付いただくこととなっております。まだ到着はしておりません。

けれども、順次進められております。

それと、三重県としましては、PCR検査キットを配付することで、より幅広く無料で検査の機会を提供しようという事業に取り組んでおられまして、この検査につきましてはホームページや商業施設などで配付の申込みを受け付けて、若い世代を含め、希望する住民の方々に幅広く無料で検査できる機会を提供するという三重県の事業となっております。

町のほうといたしましては、公共施設におきましては、何度も同じことを申し上げて申し訳ないんですけども、保健所や医師の指導を基に、必要な検査については無料で、玉城病院のご協力をいただきながら、実施をしてきたところでございますし、今後もクラスターの発生を抑えるためにも事例に応じて対応していくということと、検査費用の補助事業というものをメニューとして、ずっともっとスマイルプランの中に今年度も事業化しておりますので、それにつきましては社会福祉施設などを想定して事業化したものでございますけれども、発熱があるが検査が受けられないとか、また検査を受けに行ったときの費用が多額で受けることができないというような場合も想定しまして、幅広く住民の方にも対応できるように現在事業内容の改正を検討しておりますので、近いうちにそれは対応していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） では、次に、町として独自の対応についてお聞きします。

先ほども奥野課長答弁していただいたように、県や保健所の指示に従うのが基本だと、私もそこは納得しています。先ほど、津田議員さんの質問にもありましたが、物資の支給、買物の代行、支援金での応援など現在行っている施策にプラスして、町独自の施策が必要なのではないかと考えております。現在で言えば、家庭内感染という問題も出てきておまして、大人が感染して子供が陰性だった場合、子供だけが残ってしまった場合の対応など、町内で療養施設を確保する必要も出てくるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

ご家族の方が感染をされてお子様だけが残るという場合は、保健所のほうでも親子で過ごしていただくことができるような対応はしていただいているというふうに承知をしておりますけれども、場合によっては濃厚接触にならないように、少しでも感染された方なり濃厚接触者と隔離をしたいというようなご要望がありましたら、その都度ご事情をお伺いして対応を考えたいとは思いますが、ちょっと現実問題として、町のほうで療養施設を準備するというのが、今のところは困難かなと思います。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） では、療養施設の確保は難しいということなので、これから私は

増えてくると想定して質問のほうさせていただいていますので、人員の確保、費用の確保ということで、先ほど質問で聞きました継続費用の確保、生活支援の、今行っている、増額、回数を増やすこと、その他の施策の費用の確保など、お答えいただいた内容もありますが、国・県の支出金がないとできないではちょっと町民の皆様が緊急の対応を求められたときに困りますので、町の基金等取り崩し等の考えはないか、お聞きします。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長 中村 元紀君。

○総務政策課長（中村 元紀） 総務政策課長 中村。

今回の一般会計の9月補正のほうでも、提案説明でも申し上げましたとおり、今後、当然コロナの感染状況によりまして町の持ち出しも必要になってこようかというふうに考えてございます。それに、今回の補正におきまして、約3,000万の予備費を増額してございますので、緊急性の対応があれば、その予備費を取り崩して対応に当たりたいというふうに考えてございます。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） この予備費の増額なんですけれども、昨年、令和2年度も緊急のときに対応するためといって積み立てたことがあるんですが、今は使う時期ではないかと思うんですが、積み立てる意義は何なんでしょうか。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長 中村 元紀君。

○総務政策課長（中村 元紀） 総務政策課長 中村。

今回想定されるコロナ対策と費用というのは今回の補正の中に盛り込んでございます。想定を超える部分については予備費で一旦対応するというので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） ちょっとめる形になりますが、今後何かあるときには積み立てている基金など、予備費などを使っていくということでもよろしいですね。分かりました。

では、次の、2番の生理用品の配付、常備について質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症の下で、経済的事情で生理用品が購入できないことが世界各国で社会問題になっています。その中で、学校での配付、トイレに常備するなど各自治体で対応が見られますが、町としての対応をお聞きします。

まず初めに、①の小学校、中学校への対応はどうなっているか、お聞きします。

○議長（山口 和宏） 教育委員会事務局長 梅前宏文君。

○教育委員会事務局長（梅前 宏文） 教育事務局長 梅前。

まず、学校の対応についてお話をさせていただきたいと思えます。

現状、小学校の高学年と中学生については、子供が生理用品が必要になったときに、そして手持ちがない場合は養護教諭の先生に言えばもらえるというような流れになっております。

この生理用品対策は、近隣の市町でも春頃から様々な対策が講じられたり議論がなさ

れてきたことかと思えます。

玉城町教育委員会も、これまで数回、校長会などで議論を重ねてきました。この結果、中西議員の質問にもございます経済的事情で購入できないということを主眼に置いて、この9月の補正の中に、4年生以上の女子のご家庭に対して生理用品の購入補助といたしまして月500円の扶助費を支給するというにいたしました。対象のご家庭は、就学援助また生活保護の扶助を受けていらっしゃるご家庭ということになっております。

以上でございます。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） 今回の一般会計補正予算第4号に計上されている生理用品費用というのがその内容になるわけですね。

そのような対応を取っていただくのは、まず最初の一步として大変ありがたく思いますが、各自治体で対応が違うということもありまして、もう既に学校のトイレに書類入れのような棚を設置して、生理用のナプキンなり、要るような備品など、その他を置いているというところもあります。その対応を取っていただくことは今後可能なんでしょうか。

○議長（山口 和宏） 教育委員会事務局長 梅前宏文君。

○教育委員会事務局長（梅前 宏文） 教育事務局長 梅前。

トイレの個室にそれぞれ設置すればということかなと思うんですけども、今現在、やはり不特定多数の方が触られるのは今の時代どうなのかなという議論もございまして、まずはこの扶助費のほうで対応させていただいて、ちょっと教育委員会としても様子を見させていただくということで、また子供たちの要望なりがあるようであれば今後考えていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） 今後考えていかれるということなんですが、今回計上された費用は今年度のものだと思います。来年度も継続されるお心積もりがあるのかなのか、お聞きします。

○議長（山口 和宏） 教育委員会事務局長 梅前宏文君。

○教育委員会事務局長（梅前 宏文） 教育事務局長 梅前。

来年度の話なんですけれども、当然このコロナで、生理用品だけじゃなしに、例えばマスクであるとか、様々な衛生用品的なことがそのご家庭ご家庭で負担が重なっているのかなというふうに考えますので、来年は、できれば衛生費として、ちょっとまだ額は決めてはいないんですけども、そういった関係で、この一緒の扶助で何か考えていければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番(中西 友子) ②のほうの質問へ移ります。

公共施設への対応はどうしているかお聞きしたいと思います。

町長、すみません、特定というか、質問先に選んですみませんが、今女性トイレのほうに置いてほしいという話を中心に話させていただいているんですけども、多目的トイレとともに男性のトイレにも置いていただけないかなと私自身は思っています。その理由としましては、貧困対策というので話は進めているのはもちろんなんですが、ナプキン自体を知らない、成長するにつれて、男性はこれは何だということを理解していただけないと、将来的に、ジェンダーの意識も広がっている中、困るのではないかなという観点を私は持っています。貧困対策ではなく、周知、知識、認識の共有として、先ほど言いました多目的トイレ、男性トイレ、女性トイレの区別なく置いていただける考えはありませんか。

○議長(山口 和宏) 町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 今のこういう社会情勢というのは、議員おっしゃるとおりでございます。女性の方に対しても、あるいはジェンダーの意識ももちろん皆さんが持っていていただくということも大事な時代になってきたというのは承知しております。どういう形で、直ちにトイレに置くということではなくて、町全体としてみんながそうした意識を持って取り組んでいくというふうなことの啓発といいますか、取組、それがまずは先決ではないかなと、こんなふうに今思っています。

○議長(山口 和宏) 7番 中西友子君。

○7番(中西 友子) 先ほどは町長にお答えしていただきかけたので町長にお答えいただきましたが、公共施設ということで、中央公民館、その他もろもろの施設があるわけですが、教育委員会所管といいましても、財政的には財政部のほうが管理することになると思いますが、公共施設のトイレへの常備というお考えはいかがでしょうか。

○議長(山口 和宏) 総務政策課長 中村 元紀君。

○総務政策課長(中村 元紀) 総務政策課長 中村。

中西議員おっしゃるように、公共施設全体ということですので、私のほうからちょっとお話をさせていただきたいと思います。

さきの答弁のほうにありましたように、今公共トイレのほうに設置することがいかなものかという部分がございます。不特定の方が触られるところに置くという、触ることがどうなのかという部分の一つありますので、感染予防の観点から設置するに当たってはそんな工夫が必要であるのではないかというふうには考えてはございます。

また、一方、経済的な理由で購入できないということもございますので、この点につきましては、玉城町では地域共生室のほう、あるいは社会福祉協議会のほうで対応いたしておるところでございます。

また、生理用品の支給に当たりましては、今後については防災で備蓄しておる生理用品等の活用も今後は検討していきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） 分かりました。以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（山口 和宏） 以上で、7番 中西友子君の質問は終わりました。

ここで、換気のため10分の休憩といたします。1時35分でもよろしくお願ひしたいと思います。

(午後1時26分 休憩)

(午後1時35分 再開)

○議長（山口 和宏） 再開いたします。

休憩前に続きまして、一般質問を行います。

〔1番 福田 泰生 議員登壇〕

《1番 福田 泰生 議員》

○議長（山口 和宏） 次に、1番 福田泰生君の質問を許します。

1番 福田泰生君。

○1番（福田 泰生） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

私からの質問ですが、2点ございます。まず1点目、たまき水辺の楽校についてでございます。そして、2問目が町内の橋梁の防災・減災についてでございます。

まず、1点目のたまき水辺の楽校について、お聞きしたいと思います。

これは、水辺の楽校の現状と将来のビジョンについてということで、ちょっと絞ってお伺いさせていただきます。

たまき水辺の楽校は、昼田区に国土交通省と連携して2015年5月に完成した施設であります。完成当初は、県内5か所目の水辺の楽校として完成いたしました。水辺の楽校のコンセプト、これはたまき水辺の楽校なんですけど、コンセプトが大きく3つあります。その1つに、アクティブスペースやせせらぎ水路、散策路などを整備して自然体験や環境学習の場を創出することとあります。水辺の楽校の現状を見ますと、アクティブスペースを利用してキャンプを行う人が多くなったような印象を受けております。これは、動画配信サイトであるユーチューブによって、たまき水辺の楽校でキャンプを行った動画が配信されており、無料でキャンプを利用してもよい施設であるということが周知されたことにより利用者が増えたことが要因の一部になっているものと考えております。利用者が増加いたしまして、玉城町の関係人口というものが増えまして非常に喜ばしい

ことであるのですが、やはり利用が増えるということは、それなりに問題が発生してきているということでもあります。中には、花火による火災の心配もあり、改善を求める声があると、このように聞いております。これらの声にどのように取り組んでいるのか、そしてこの火災の心配で改善を求める声以外にもほかの問題点、そういった声があるのか、そしてそういったほかの問題があれば、こういった改善策を講じたのか、そういったことも併せてお伺いさせていただきます。

○議長（山口 和宏） 1番 福田泰生君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 福田議員から水辺の楽校についての現状、将来ビジョンについてというふうなことでございます。

まず、議員からのご質問の中にもございましたように、ちょうど3年前にやがてなりますけれども、2年ですね、2019年5月に竣工したわけでございます。新しい玉城町の一つの魅力の施設ではないかなと、こんなふうに考えておるわけでございますけれども、少しだけ経過を申し上げますと、ご承知のように、土地は国有地でございました。そして、そこを、特に昼田の地区の皆さん方が酪農をなさっておられて、その牧草地として活用しておったわけでございますけれども、平成16年の宮川水害というふうなものもあったりいたしまして、いろんな営農の内容も変わってこられて、今は肥育牛に変わったりというふうな状況になってございますけれども、何とかその土地をいい形で整備してほしい、活用してほしいという要望を受けまして、そして国のほうへ働きかけをいたしました。具体的な窓口といたしましては、国交省の出先が津に三重河川事務所というのがございまして、そのの所長さん、担当の皆さん方との意見交換をしまして、ありがたいことに、面積が約3町弱、3ヘクタール弱、2.7ヘクタールの土地でございまして、そこにこの水辺の楽校という名前をつけて親水空間整備をしていったらどうかと、こういうことでございました。隣には、かつて農水省の、今独立行政法人になっておりますけれども、養殖研究所があつたりしております、そんなんやったら、この整備はなりますけれども、計画を進めますけれども、どういう利活用ができるのかというふうなことの検討を、下外城田の地域でございまして、地元の区長さんをはじめ、あるいは学校の校長先生や保育所の所長さんにも参画をさせていただいて利活用の検討をしてきたという経過がございます。質問の中にもございましたように、あるいは自然の体験、あるいは環境学習の場をつくっていくというふうなことはどうかというふうなご意見が出されて現在に、竣工して至ってきておると、こういうことでございます。

大変人気の施設としてユーチューブ等で発信をさせていただいております、また昨今のアウトドアブームによってキャンプ利用の方も増加をしております。しかし、今質問の中にもございましたように、少し、ほとんどの方は、私も時々、以前お邪魔して、どこからお見えなんですとかいうふうなことなり、いろんな様子のお話を聞かせていただいておりますけれども、随分、聞かせてもらおうと、ほとんどの方、キャンパーの方か

らおっしゃるんですけれども、マナーいい人が多いなというふうなお話も直接聞かせていただいたりしていますけれども、残念ながら、一部マナー違反のことも発生しており、具体的に、花火を打ち上げたり、近所、いわゆる昼田地区の皆さんらにご心配いただくような形、あるいは少しトイレのほうでの、トイレの施設でのいたずらがあったりとかというふうなことも少し発生をしておるということでございます。そういった場合には、その都度警察へ通報して、協力を得て対応しておるというのが現状でございます。具体的な内容につきましては、直接建設課のほうで対応しておりますので、また担当課長のほうからも内容について答弁をいたさせますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（山口 和宏） 建設課長 真砂浩行君。

○建設課長（真砂 浩行） 建設課長 真砂。

福田議員お尋ねの問題と、その問題を受けての改善等についてでございますけれども、先ほど町長申しましたように、5月末に地元へ伺ったところ、打ち上げ花火が若者らでぼんぼん打たれて、近隣住宅への飛び火なり火災のおそれがあるというふうな話でちょっと困っておるねやというふうな話をいただきました。あと、トイレ施設のいたずらというんですけれども、これちょっと目的がよく分からないんですけれども、仮設トイレが3つございます。1つは、多目的のでっかなトイレ、工事用の現場でよく見かける細長いトイレが2基ございまして、全部で3基なんですけれども、そのうち2基のトイレへ向いて使用禁止の、施設管理者が貼ったわけでもないんですが、使用禁止の貼り紙が2回ありました。その都度、警察なり、蚊野の駐在さんに対応していただいたんですけれども、防犯担当者のほう、税務住民課の担当の窓口から警察のほうへ連絡をして、見回り等をしてもうておるような状態です。

あと、利用者、キャンプ利用者の事案なんですけれども、不法投棄、家から持ってきたごみをそのままごみ袋に入れてキャンプ場に置いていったというふうな話がございました。それについては、持ち主が分かったので、警察から厳しく注意していただいたということでございます。

あと、利用制限について、現状でごみの持ち帰り、河原への車両侵入、アクティブスペースについては車両乗り入れ禁止しておるもんじゃないんですけれども、ただ、ジープとか4WDなんかが河原で走るとか、モトクロスバイクでもいいんですが、そういう類いはやっぱり危険ですので注意喚起を行っておるというところでございます。あと、ほかのところでもあるんですけれども、ほかの施設でも、うち以外にも、直火、置き炭の問題で、炭はなかなか消えていきませんもんで、その辺を禁止しております。あと、河川でありますことから、増水の注意ということで利用制限等を設けておるわけでございますけれども、対策については、発生の事案が今後また別のものなり出てきたその都度協議し、必要であれば対策のほうを講じるというふうな話と、あと週に2回清掃の委託で7月から在所の方に頼んでいますので、そちらのほうでも、トイレ清掃時にごみ拾いと見回りのほうをお願いするような次第です。あと、職員も定期的に、週1回は必ず

周りに行くようにはしています。そのような格好で施設等を監視しておるような状態でございます。

以上です。

○議長（山口 和宏） 1番 福田泰生君。

○1番（福田 泰生） 先ほど答弁いただきました内容ですが、内容、問題の内容、複数ございまして、その問題については、発生した都度対応していただいているという理解でよろしいですね。それと、見回りも兼ねて、清掃も兼ねてということで依頼をしておる場所もあって、適正に管理、そして注視をしながら進んでいるという説明だということで理解しました。

このいろいろな問題というのも、これからまた様々な形で様々な問題点いろいろ出てくるかと思うんですが、それぞれにやっぱりスピーディーに、すぐに対応していくということが昼田地区、下外城田地区、地域と連携してという部分でご了承いただけるのではないかなというふうに思いますので、今後もよろしくお願いします。

そして、次なんです、水辺の楽校のコンセプトの2つ目でございますが、地域と連携した学習活動や維持管理を通じて多くの人に宮川に関心を持ってもらうことといった内容が記されております。先ほどもございましたが、昼田地区、下外城田地区、この地域との密接な連携というのはとても大事だと思います。さきの質問にもありましたが、利用者が増加傾向にある中で、施設内にあるトイレのくみ取り回数やトイレトーパーの補充の増加など維持管理に関わる費用の増加、これが一体どういうふうな推移をしているのか。そして、今後の維持管理をどのように進めていくのか、考えているのか、そういったところをお伺いします。

○議長（山口 和宏） 建設課長 真砂浩行君。

○建設課長（真砂 浩行） 建設課長 真砂。

福田議員仰せの維持管理、どのように進めていくのか。まず、し尿くみ取りの推移ということで私、調べてまいりました。その辺をちょっと一緒に検証したいと思います。

昨年度の決算ベースで、令和2年4月から令和3年3月末まで、くみ取りを毎月1回行っております。トータルで7,003リットルという実績でございます。令和3年度につきましては、まだ上半期終わるかというところなんですけれども、ちょうど折り返し地点なんですけれども、この半期で、4月から8月までのくみ取り実績7,506リッターということで、昨年度1年間を上回っておるというふうな状態でございます。それで、昨年度の最大月はいつなのかといたら、2月なんです。2月に1,637リッターくみ取っています。今年度の上半期で一番利用が多かった月なんですけれども、5月の連休挟んだ結果やと思うんですけれども、5月に2,070リッター、その後、コロナの緊急事態宣言、そんなんも受けて、8月には990リッターまで下がっておるという状態でございます。

あと、年間の維持費なんですけれども、除草が300万程度、それとくみ取りが去年7万4,000円ということで、それでトイレの移動、出水期になりますと、仮設構造物でご

ざいますので、占用しておるものでないもので、増水時にはどけなあきません。その撤去費用が1回当たり11万程度かかってきますので、去年は1回どけました。備品等のトータルの、消耗品等を含めまして、維持管理が、決算ベースで、去年は340万程度いったというふうな形でございます。これにつきましては全て公費で賄っておりまして、施設自体の今後の拡充なり、利用者を見込んで利用者からそれ相当の負担を取るのかどうかというふうな話でございますけれども、今のところ、コロナ禍という特殊な状況であって外出も制限されておる中で、アウトドアブームというのもある、そういうふうな特殊な事情でキャンプを含めた一過性のものなのか、現段階ではちょっと注視するような状態でございます。

今後、料金徴収を考えた場合、先ほども申しましたように電気が通っていない、水道通っていないという中で、施設については野原とトイレがある程度というふうな話の中で、その辺も含め、どうしていくんかというのは今後の検討課題と思います。私なりにちょっと、取るにどうしたらいいかというところで、例えばし尿くみ取りと清掃含め、年間くみ取りが15万と仮定しまして、清掃作業に委託するのが15万とした場合30万、その分だけでもキャンプ利用者からいただくか考えた場合、月100名とすると、30万割る100掛ける12か月ということで250円程度というふうな話の、あくまでも私の試算なんですけれども、そうすると、なかなか月100名、今現在コンスタントに来ていただけるのかというと、ちょっとまだ疑問なところもありますので、これは維持管理としての検討課題として今後考えるなり、状況を見てというふうに考えたいと思います。

以上です。

○議長（山口 和宏） 1番 福田泰生君。

○1番（福田 泰生） 先ほど答弁いただきましたが、今コロナ禍という状況の中で、当然生活様式も変わる中で、休日の過ごし方というものが大きく変わってまいりまして、そういった中でのキャンプという選択なのかなど。そして、ユーチューブでかなり閲覧回数が増えたものですから、一時的に増えた可能性もあると。玉城の水辺の楽校が、利用者が増えたおそれもあるということで、これは見極めるために来場者、使用者の動向を、私も見ていくべきではないかと、このように私も思っていました。何か手を確実に打ってしまうと、そこからまた変更するのがなかなか難しいといったところもありますので、いろんな方向性、こういった場合はこうしていく、こういった場合はこうしていくという方向をいろいろ考えておいて、その都度いろいろ舵を切れるようにしておくことが私もいいのかなど思っていますので、場合に応じて、キャンプもブームかもしれないので、見極めながら進めさせていただきたいと、このように思います。

次に、水辺の楽校のコンセプトの3つ目でございますが、芝生広場や各種イベント、バーベキュー、フリーマーケットや防災訓練など多目的な利活用によって玉城町と周辺施設の連携をしていくこと、このように記されております。芝生広場を利用するに当たり、利用ルールや注意喚起、これをどのように現在周知されているのか、お伺いいたし

ます。

○議長（山口 和宏） 建設課長 真砂浩行君。

○建設課長（真砂 浩行） 建設課長 真砂。

利用ルール等の話でございますけれども、今現在施設案内看板ということで、当初から設置してあるのが2つあります。1つは施設のフィールドの案内と、それともう一つは観光案内やったと思うんですけども、その2つでございます。河川という特殊な環境の中で、当然工作物については制限ございます。これ、水門とかいろんな工作物によってちょっと違うんですけども、主な公園施設として何が縛りがあるのかというのと、工作物、高さ1メートル以内、常設のものはです。あと、流出防止の構造、流されやんような加工で、基礎等が強固なものというふうな話の条件が付きまします。そうしていくと、看板設置するといっても、ちょっと今のところ増やすという考えはございません。あと、今現在緊急事態宣言とかコロナとかまん延防止とか、その都度三重県から出た、発出された施策についての注意喚起文というのは仮設の、工事用の看板で代用しておるような状態でございます。それと同じような格好で、施設の利用制限等、今現在緊急事態宣言を受けて施設利用を9月末までできないような状態でございますけれども、ホームページで掲載しておると、ほかの施設と併せて、町の施設と併せてしておるという状況でございます。

以上です。

○議長（山口 和宏） 1番 福田泰生君。

○1番（福田 泰生） 河川という立地上、工作物の制限があるということでお伺いしたわけですが、物自体のそういった制限があるというお話ですので、仮に、私の案なんですけど、その看板自体に、注意喚起の看板ですね、QRコードなどを載せて、そのQRコードを玉城町のホームページ、これと連動させて、ホームページには水辺の楽校のルールと利用マナー、これが今出ているんですけど、そういったものをリンクさせてはどうかというふうな思いもあります。と言いますのは、河川に工作物として一度出してしましますと、その内容の更新というのは非常に難しいかと思えます。ただ、ホームページの利用案内ですと、これはホームページのインターネット上ですので、更新は比較的容易であると、時期に応じて内容を変えられるということも利点としてありますので、ほかの公共施設ではQRコード載せているところもありますので、そういったご検討は今までされたことはありますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 建設課長 真砂浩行君。

○建設課長（真砂 浩行） 建設課長 真砂。

福田議員が今提案されましたQRコードにつきまして、実際のところその検討したことございません。ホームページ等で情報をお載せしておるのが現状でございます。ただ、広報紙にも情報によってはQRコードが現状でも載っておるところがございますので、そちらについては対応可能と考えますので、一度整理した上で、利用者の使い勝手

を考えた上でそういうふうな、QRコードなり、今提案いただいた部分というのは十分検討できる話やと思いますので、早速検討に入りたいと思います。

以上です。

○議長（山口 和宏） 1番 福田泰生君。

○1番（福田 泰生） 今、インターネットを使用されたりQRコードを見られたりといった利用者の方、多くいらっしゃると思いますので、そういったことを利用しつつ、注意喚起、この部分も行っていただけたらと思いますし、先ほど答弁いただきましたが、かなり前向きに検討していただいて進んでいただけるということですので、ひとつよろしくをお願いします。

水辺の楽校の質問についてさせていただきましたが、コンセプト、大きく3つあります。先ほども申し上げさせていただきましたが、自然体験、環境学習の場の創出、そして宮川への関心を持てる場、さらには玉城町周辺施設との連携と、こういった3つでありますので、この3つのコンセプト、これは崩してはならないと思っていますので、これを守りながら、このたまき水辺の楽校の利活用をお願いしたいと思っています。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

町内の橋梁防災・減災についてということであります。

2か月ほどの前のことではありますが、まだ私の頭の中に記憶ははっきりしているんですが、7月3日午前10時30分頃、これ報道には一部28分頃などということも出ている記事があるんですが、おおよそ10時30分頃、静岡県熱海市で大きな土石流が発生しまして、大きな、甚大な被害が発生しました。一方、この大きな被害がありまして陰に隠れてはいるんですが、同じ日の30分ほど前、7月3日の午前10時頃なんですが、静岡県沼津市の黄瀬川大橋、こちらの橋において、これ黄瀬川といいますと一級河川なんですけど、こちらの黄瀬川大橋において橋脚1基、いわゆる橋桁ですね、1基が川の底に沈み込んで、橋自体が大きくV字型に崩落するという災害が発生いたしました。増水によって橋梁の災害を防ぐためには、橋梁の健全性の確保並びに河川の流水量のコントロール、そして流速、こちらのコントロールも重要な要因でございます。同時に、人命の保護及び緊急対応のために避難指示の発令、そして避難誘導が必要でございます。

3月の一般質問にも橋梁の健全性、これをお伺いしましたが、現在の点検の状況、架け替えや補修の計画、3月の一般質問のときと内容が一部かぶるかもしれませんが、どのようなになっているのかお伺いさせていただきます。

○議長（山口 和宏） 建設課長 真砂浩行君。

○建設課長（真砂 浩行） 建設課長 真砂。

点検状況ということで、橋梁の。一応、管理橋梁につきまして、橋長、長さです。2メートル以上のものが対象となっております。管内168橋ございまして、5年ごとに点検を義務づけられておるといふふうな状況でございまして、昨年度168橋、道路橋点検を終えております。それと、プラス有田に、これは道路橋ではございませんのですけれ

ども、横断歩道橋がございます。その1橋の点検を昨年させていただきました。また、今年度は高速道路にまたがっておる跨道橋ということで、これも大事な橋なんですけれども、それが山神と宮古に2橋梁がございます。そちらのほうの点検を本年はしております。

さて、点検を終えた道路橋168橋でございますけれども、今年度は点検結果をもとに長寿命化計画策定作業中でございます。今年度末には計画を策定するというので、来年から補修計画に基づいて予算化して、予算を執行していくような格好になっていきます。

まず、点検内容についてちょっと触れますと、橋の橋面、車が通るところです。そこと、それを支える上部、下部、それと、その他としまして、橋にはガスやら電気やら水道管の橋架物がございます。それはその他項目で点検して、全部で53項目現地で点検するものでございます。その中で、補修計画を組まなくてもいいような簡易なもの、例えば排水溝のつまりとか支承部、下の支えの部分に泥がたまっておるとか、そういう簡単に、修繕までもいかず対応できるものについては修繕計画に上がってございません。あと、点検結果を持ちましてアルカリ反応、もともとセメントはアルカリ性なんですけれども、骨材と反応してしまったためにそれが今後膨張するおそれがあるような所見があった場合、今のところないんですけれども、あった場合は別途点検結果をもとに破壊検査なり、コア抜くとか、そういうような形で内部調べる必要がございます。去年の点検結果には、そのようなところまで至るものはございませんので、点検内容としてはその結果をもって全て計画を組んでいくというふうな作業でございます。

結果でございますけれども、168橋のうち策定が必要な4段階で判定しておるんですけれども、1、2という判定がいたら正常と、3、4については何らかの対策を講じなあかんというふうな話で、3以上の橋梁、この該当が17橋梁です。それにつきまして、1橋は今稲次橋というので架け替えをしております。この9月の末に発注予定でございます。準備を進めておるところです。後の残りの16橋については、随時計画に基づいてしていくんですけれども、ここで長寿命化計画にちょっと触れますと、PDCAサイクル、5年間のサイクルでございます。まず、5年ごとに点検をして計画を策定する。それが初年度です。それから対策の実施をしまして、また5年後にチェックするというふうなサイクルで動いております。

前回の計画なんですけれども、平成28年に策定したやつは、もう全て橋梁は修繕済みというふうなことで、令和2年度に点検をさせてもらったという流れでございます。そして、点検結果でございますけれども、それを持ちまして今組んでおる計画につきましては、修繕期間5年間で修繕するということが必須になっております。そこで、予算上対応できない部分につきましては、何らかの通行規制を引くなり制限をかけるというような処置が必要かと思っております。それを今年させていただいて、当然そうなる事業費の平準化も考えなあきませんので、出た対策工法について、この16橋について平準化でき

るような年度予算の中で修繕対策を組んでいくと。あわせて、こちらについては交付金事業対象になっておりますので、55%の補助がいただけるというふうな話で執行したいと思えます。

以上です。

○議長（山口 和宏） 1番 福田泰生君。

○1番（福田 泰生） 私が前回、3月の定例会の一般質問のときに橋梁の健全性ということでお伺いした中で、町内の管理の橋梁数、これが167ということで確認させていただいたんですが、今回168橋という答弁がありました。これは、1橋増えたのには何か理由があるのでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（山口 和宏） 建設課長 真砂浩行君。

○建設課長（真砂 浩行） 建設課長 真砂。

福田議員が仰せの3月の答弁と橋の橋梁数が違うという中身でございますけれども、おっしゃるとおり1橋増えております。これはなぜかという、先ほど冒頭で申しました2メートル以上の橋梁が対象になっておまして、宮古地内でございますけれども、橋長が2メートル以下とカウントしておったのが、橋面のところに長年土が堆積しておって判明しなかったんですけれども、舗装工事でめくったところ橋長が2メートル以上あると、若干なんですけれども2メートル越えたということで1橋加えさせていただいたという経緯でございます。

以上です。

○議長（山口 和宏） 1番 福田泰生君。

○1番（福田 泰生） よく分かりました。ということは、町内の橋梁は168橋ということで、今後も、新しい5年の計画が始まりますので、よろしく願いいたします。

次に、先ほどは河川に架かる橋梁の健全性ということでお伺いしましたが、次には河川の流水量のコントロール、こちらについてお伺いします。

田畑には雨水を一時的にためて流水自体の流れるタイミングを遅らせるといった効果があります。しかし、町内では宅地造成や太陽光発電、そういったものの建設が進み、田畑が減少傾向にあります。宅地造成や太陽光発電といったことで、ちょっと名称を上げさせてもらいましたが、それ以外にもいろんな建設や埋立て等による要因もございますが、田畑が減少傾向にあるということには変わりはないのかなと思っております。そして、減少したことにより治水能力が同じように減少しているのではないかと、このように危惧しております。この減少した治水能力をどのように補完しているのか、補完していくのか、そういったことをお伺いさせていただきます。

○議長（山口 和宏） 建設課長 真砂浩行君。

○建設課長（真砂 浩行） 建設課長 真砂。

河川計画でございますけれども、それぞれ土地の形質変更なりで田畑が減少しておると、本来田で保水しておったやつが、蓄えとった水が、貯水しておった部分が皆河川へ

流れていくということで一旦水は増えてございます。昨今のゲリラ豪雨とか線状降水帯ということで、うちも29年に被害を受けたんですけれども、その部分につきましては、今外城田川では河川整備計画について整備予定しております。河道掘削につきましては、全体1キロ70メートル予定しておるうち、整備済みが今現在270メートル、あと残り725メートルあるんですけれども、本年度、昨日もう起案しまして、10月に発注予定なんですけれども、本年度、福祉会館の裏へ130メートル河道掘削のほうを進めていくということでございます。

あと16については、上田辺とかあちらのほうに、護岸のほうが補強がいるところがございます。そちらにつきましては、全体で495メートル、整備済みが100メートル、あと残りが395メートルということで、ちょっと本年度の予定につきましては、こちらの河道掘削のほうを今年度優先しましたので、人家、住居区域のほうを優先しましたので、こちらのほうで入札差金とか事業費の残があれば補強のほうを考えたいと思うので、ちょっとまだ今のところ未定でございます。

あと、その河道掘削等ができた後、堤防のかさ上げになってきます。パラペットという部分、壁を上積みするような格好で、河川計画自体は河道を下げて、それで壁を上げることによって全体的な河道断面を増やすというふうな形で計画しておるものです。パラペットにつきましては、さきの浸水被害等を考慮しまして、全体で793メートル、まだ整備済みの箇所はありません。本年度も予定にない。まずは河道を掘削した上でパラペットを引くというふうな格好で予定を進めております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 1番 福田泰生君。

○1番（福田 泰生） 先ほど答弁いただいた中で、現在の河道の整備計画、断面積をアップしていくんだ、流れをよくしていくんだということでお答えいただいたんですが、そもそも減少傾向にある治水の能力の補完は河道の整備によって補っていくんだと、補えるんだというような内容でご確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（山口 和宏） 建設課長 真砂浩行君。

○建設課長（真砂 浩行） 建設課長 真砂。

河道の計画でございますけれども、そもそも29年の大災害を踏まえまして上で、住居区域の浸水被害を減災する意味で河道を広げるというふうな形で計画しておるものでございます。それで災害のほうができにくいような状態で河川の整備ができた暁には、そういうふうな形で被害のほうが増えるというふうにご心配しております。

○議長（山口 和宏） 1番 福田泰生君。

○1番（福田 泰生） よく分かりました。

この治水能力が減少したことによって、周りの自治体を見ますと、ある東海地方の自治体では治水能力を補完というよりも、そこからさらに向上させるために透水性の舗装または浸透トレンチ、浸透ますといった治水の能力をアップするような設備を導入して

いる自治体もございますが、当玉城町ではそういった設備の導入を検討されたことがございますでしょうか、お伺いします。

○議長（山口 和宏） 建設課長 真砂浩行君。

○建設課長（真砂 浩行） 建設課長 真砂。

まず、その透水性舗装、透水トレンチ、浸透ますの検討でございますけれども、まず透水性舗装についての話でございますけれども、構造が通常のアスファルトと異なっております。舗装表面が粗く、隙間が多いというふうな形で表面水を浸透させるという効果があります。利点としましては、雨水が表面に滞留しないためハイドロプレーニングやらスリップ事故が抑制できるとか、粗い路面のために滑り抵抗が高いとかいうふうな話で、なお欠点もございます。砂、泥が詰まることから、維持管理、路面清掃車とか、そういうもの当町では走らせていませんので、そういうふうな維持管理を行うと。数年でせっかくの利点の間隙部分が目詰まりしてしまうというふうなことが起きます。あと、よく舗装なんかで当て木のようにパッチ処理いうんですけれども、ひび割れしたところを切り抜いて補修するというふうな、今、手法などをしておるんですけれども、それにつきましては、せっかくの利点のその空隙を潰すために全面の打ち替え、ある程度の範囲の打ち替えが必要になってくるというふうなことがあります。

そんなようなことから維持管理費用が多額となるため導入を考慮しておらないというふうなことなんですけれども、そもそも都市部にこういうふうな舗装なり、あと高速道路とか、設置されるところが、うちは舗装が厚くても5センチなんです。高速道路とかになると高級舗装、県道なんかでも主要幹線なんか高級舗装で基層というんと表層というのがありまして、こちらの透水性舗装については表層の上の部分空隙空けて、基層の部分を密にして走らせて、横の暗渠へ流して流末へ流すというふうな仕組みかと思うんですけれども、当町ではそういうふうな舗装の構成なりがそういうふうなそぐわないと。あともう一つは、都市部でありますと雨水管渠、中に下水、うちは下水というても汚水だけなんですけれども、雨水の管渠が埋設され、そういうふうな流末水路が取りやすいというふうな立地条件もありますんで、ちょっとうちの立地条件にはそこがないかなと。それと、欠点でも申しましたけれども、泥や砂詰まるというふうな話で、近接に耕作地やそんなんがある中でそういうなこともちょっと考えなあかんのかなというんと、あと維持管理の中で、その路面清掃車、ブラシかけるような車走らせないんでちょっとメンテナンス的はどうなのかなというふうなことで、ちょっと検討していないというふうなことでございます。

○議長（山口 和宏） 1番 福田泰生君。

○1番（福田 泰生） よく分かりました。透水性の舗装やトレンチ、そういったものに関しては、現状の玉城町の立地条件や現在の環境ではマッチしないということでよく分かりました。

次に、さきの質問と同じく、河川の流量並びに流速のコントロールについて伺いま

す。

治水対策の中でため池による治水は、河川への流水量を遅らせる効果がありますが、町内のため池の整備計画、これは現在どこまで進んでいるのか。そして、ため池の事前放水によって、水量の管理の運用が現在どのようになっているのかお伺いします。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 里中 和樹君。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

最初に、議員お尋ねの農業用ため池の整備計画の進行度合いについて答弁させていただきます。

町内には農業ため池が30か所ありまして、三重県の防災重点農業ため池に係る防災工事推進計画によりまして、防災重点農業ため池として24か所が指定されています。この防災重点農業ため池というのが、農業用ため池のうち決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるものとして、防災工事が必要なものとなります。

この進行度合いですが、先ほどの推進計画におきまして、計画が5年単位で示してあり、令和3年度から7年度までの5年間に、廃止も含めて8か所の農業ため池の防災工事を計画しております。現在、6か所の農業ため池について、設計も含め着手させていただいております。

また、令和8年度から12年度までの5年間では、さらに5か所の農業ため池の防災工事を計画しております。防災工事の実施単位につきましては、農業ため池の受益面積が2ヘクタール以上となるものについては県で、それ以下のものについては町でということになっております。

次に、農業ため池事前放水による水量管理の運用はどのようになっているかについて答弁させていただきます。

近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し、甚大な被害が発生しています。このことを受けまして、災害予防をすることを目的に、農業用ため池の管理及び保全に関する法律というものが令和元年7月1日より施行されております。これによりまして、農業用ため池の適正管理の努力義務や、管理情報の届出が義務化されまして、それにより、玉城町におきましても農業用ため池が適正に管理され、水管理者等の情報の届出もいただいております。

特に、議員仰せの降雨前の事前放流による低水位管理につきましては、台風シーズン等の前には役場から注意喚起の文書を郵送させていただいております。昨年は、三重県が作成したため池管理の手引というものを取り寄せて、町内の全部の農業ため池管理者様に送らせていただいております。ただ、農業用ため池のほとんどが水稻用ということもありまして、台風シーズンには低水位管理に入っているということを確認しました。

以上です。

○議長（山口 和宏） 1番 福田泰生君。

○1番(福田 泰生) よく分かりました。やはり河川の流水量のコントロール、これも非常に大きな要因の一部であると考えておりますので、どうしても一気に河川の流水量が増えるとなると、橋梁の橋桁、その下側にある砂が全部持っていかれて、今回の静岡のような橋梁がVの字に折れ曲がってしまうというようなことも懸念されますので、一つ、河川の流水量のコントロール、それから、同時に橋梁の健全性を守っていただくということをお願いしたいと思います。

次に、同時に行わなければいけないことということで、さきにもお伝えさせていただいたんですが、人命の保護及び緊急対応についてお伺いいたします。

橋梁を健全に保ち、河川の流水量をコントロールしながらも、万が一に備えて、避難指示を出して避難誘導をするということは必要でございます。避難指示を出すに当たり、組織の運営は休日、夜間問わずに行える状態であるのか、そして突発的な欠員が出た場合においても、それを補充できるような仕組みが確立されているのかということをお伺いします。

○議長(山口 和宏) 防災対策室長 見並 智俊君。

○防災対策室長(見並 智俊) 防災対策室長 見並。

福田議員のほうからお尋ねの防災体制について、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、この地域防災計画の中にも記載がございますが、町の職員につきましては、災害が発生し、または発生するおそれのある場合には、休日、夜間を問わず、あらかじめ定められました防災警戒体制配備表というのがございまして、これは長期化する場合もございますので3班体制になっておりますが、これに基づきまして自主的に参集するようになっています。

特に風水害のおそれのある場合には、通常では大雨などの警報が発令されてからの参集ということになるんですが、玉城町におきましては平成29年台風21号の災害以降、これを教訓に、玉城町に大雨注意報が発令されている場合であっても近隣市町で大雨警報が発令された場合には、いち早く備えるために参集するというふうな体制を取っております。参集後には直ちに災害対策本部を立ち上げまして、必要に応じて防災行政無線、またホームページを通じまして、住民の皆さんに避難指示などの避難情報をお伝えするようにさせていただいております。

突発的に職員が欠員となった場合、これもやはり大きな災害があった場合には、職員自身が被災をしてしまうというふうな場合もあろうかと思えます。こういった場合には、災害対策本部におきまして代替職員を直ちに招集をいたしまして、欠員がないようにしておるような状況でございます。

以上です。

○議長(山口 和宏) 1番 福田泰生君。

○1番(福田 泰生) 先ほど答弁いただきましたが、仕組み自体は平成29年の水害のと

きからの運用ということによろしいですかね。分かりました。

これまで質問をさせていただきましたが、町内の橋梁の防災、減災について質問させていただいたわけなんです、台風やゲリラ豪雨、こういったものによる水害が非常に深刻な問題と、現在なっております。橋梁を健全に保ち、治水対策によって河川への流水を遅らせて急激な増水を抑えつつ、人命を保護していくといった取組を今後もお願いしまして、私からの質問を終了させていただきます。

○議長（山口 和宏） 以上で、1番 福田泰生君の質問は終わりました。

ここで換気のため10分間の休憩といたします。40分からお願いします。

(午後2時27分 休憩)

(午後2時40分 再開)

○議長（山口 和宏） 再開いたします。

休憩前に続きまして、一般質問を行います。

〔8番 北 守 議員登壇〕

《8番 北 守 議員》

○議長（山口 和宏） 次に、8番 北守君の質問を許します。

8番 北守君。

○8番（北 守） 8番 北。

議長の許可をいただきましたので、本日の質問をさせていただきます。

1点目は、児童・生徒の通学指導を含めた危険防止策について。

2点目は、今まで質問した高齢者、障がい者対策その後の経過についてを質問したいと思います。

その前に、災害級のコロナ禍にあつて、三重県内でのコロナの感染者の治療に当たっていらっしゃる医療従事者の方々の、命を守る行動に敬意とお礼を申し上げます。

では、まず1点目の児童・生徒の通学指導を含めた危険防止策について質問します。

今年6月に、千葉県の八街市で飲酒運転の車に通学途上の児童、これは前段の方もおっしゃったんですけれども、事故を被って死亡するという事故がございました。今までにも児童・生徒が交通事故に巻き込まれるという事故は、全国的にも起こっております。指導員がついていても、いつ事故に巻き込まれるかどうか分かりませんが、玉城町においても、これは他人事では済まされないと思います。

玉城町は小学生を中心に通学指導を、これは子ども安全パトロールという名称ですけども、今回は通学指導ということで言わせてもらいますが、毎朝、それから下校時においては、児童の帰る時間を見計らってボランティアさんが指導をさせていただいております。

以前も、通学路上の危険箇所の把握に警察はどうしているのかという一般質問をさせてもらいました。そうすると、毎年6月頃、校区単位で学校が中心になり調査をしているとのことで、児童・生徒の安全確保について危険箇所の把握をしていくよう努めていると答弁を平成31年3月でしたか、いただいたことがあります。日頃から児童・生徒の安全確保に尽力をいただいているということは非常に感謝しております。監査の今回の報告の中でも、通学安全対策基準というものを設けたらどうやというご指摘もございましたし、そこも含めて。

ところで、通学指導員の確保が最近なかなか難しいと聞いております。毎日の通学指導ということで、参加していただくボランティアさんが減少しているという現状だと聞いております。お孫さんのいる家庭、またお子さんのいる家庭については、当番で通学指導に参加されている地区もございますが、ボランティアの確保が難しいのが現状じゃないでしょうか。

そこでお伺いしたいと思います。現在の通学指導員は各学校区ごとに配置されてはおりますが、参加されるボランティアさんについて現状はどのようになっているのか、教育委員会で把握しているボランティアさんの確保についても、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君の質問に対し答弁を許します。

教育長 中西 章君。

○教育長（中西 章） 教育長 中西。

今、北議員のご質問に答えていきたいと思いますが、その前に、雨の日も風の日も毎日子供たちの安全のために一緒に歩いていただいたり、また、要所要所に立っていただいている子供安全ボランティアの方々に、本当に心から感謝申し上げたいと思います。

さて、今現在、89名の安全パトロール員さんが子供たちに寄り添いながら活動をしていただいています。田丸小学校で22名、有田小学校で15名、外城田小学校で43名、下外城田小学校で9名の方が登録されております。学校によって多少人数のばらつきがありますが、それぞれの子供たちの安全のために活躍されています。今言われましたように、パトロール員さんの確保については、教育委員会としては広報たまきのほうに載せさせていただいて募集をかけております。

それと、各学校においては、保護者、おじいちゃん、おばあちゃんにお願いしたり、時には区長さんにお手紙を書いて協力を求めたりしております。私も現役のときに一緒に立って指導していましたが、区長さんとしてボランティアに参加された方が、今でもある場所に毎日立っていただいているのを見かけます。また、一緒に立っていただいた方については、お孫さんが入学すると同時に始めて、そこからなおかつ10年も15年もやってみえるという話を聞いています。そういうふうにして、それぞれのご家庭、また地域で子供たちを守ろうという、そういう心ある方に今現在やっていただいているのが現状かなというふうに思っております。

今、パトロール員さんの、失礼ですが年齢をちょっと調べさせていただきました。平均で69歳になっております。最長の方が87歳です。でも、子供たちと毎日歩いていただいています。若い方でいうと41歳、多分お母さんかなと思うんですが、一緒に歩いて参加していただいている方も見えるのが現状です。

以上です。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） なかなか、参加していただく方が見つからないということで、人材確保が難しいのはよく分かりました。広報たまきに載せておっても、応募がないというのが現実的な状況やと思います。できれば、ボランティアといえはいろいろな種類があるんですけども、全体大きな意味ではボランティアなんですけど、有償ボランティアということで募ってみてはどうかというふうに思うんですけども、その対策として的手段、これ有償という手段を考えてみてはどうかと思うんですが、そういうお考えはございませんでしょうか。

○議長（山口 和宏） 教育長 中西 章君。

○教育長（中西 章） 今現在の玉城町の現状を見ますと、大体、毎年数名の方が新規に加入していただいています。特に今年は、退会された方が17名という数字になりましたので89名という人数になりましたが、毎年のように何人かの方は新規に入っている現状がありますので、今言われた有償ボランティアというのは、今のところ必要ないかなというふうには考えております。ただ、これから先、人口が減っていく中でそういう時代も来るかと思えます。それについては、今現在されているボランティアの方々のお声も聞きながら一考していきたいとは思いますが、今のところそういう状況なので、今のまま続けていければなというふうには思っております。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 入ってきてくれる方もおるし、年齢いっばいで出て行かれることもありますということで、今のところ考えていないと、これはいいんですけども外城田のケースなんですけれども、ボランティアの登録はしてあるけれども出てこないという、これは地域の事情やと思うんですけども、そんなことで、声として有償ではどうかということで今質問させてもろうたわけなんです。特にそういうボランティアで参加していただける方を見つける方法なり何なりを、学校からまた起こしていただくということでお願いしたいと思えます。なかなかボランティアといえども、苦肉の策というんか、見つかりませんが有償は今考えておらんと、今後は考えるかも分かりませんがということ。

私が小さい頃というたらもう何十年も前の話で悪いんですけども、みどりのおばさんてほとんどの方は知らんのですね。交通量が多い危険な箇所、交差点、昔はバスが走るようなところが危険な箇所やと思ったんですけども、学校通学路の交差点におばちゃんが立つとって、危険な交差点に立っていただくことによって子供らを見守ってい

たという記憶があるんです。これ有償になるんだと思うんですけども、その考え方というんか、考えはないんでしょうか。

○議長（山口 和宏） 教育長 中西 章君。

○教育長（中西 章） 教育長 中西。

北議員から質問をいただいて、私のほうもちょっと調べさせていただきました。みどりのおばさんというふうな項目で調べていったんですが、学童交通擁護員という、そういう名前がついていました。これについては、戦後、戦争でお父さん亡くされたご家庭の、特にお母さんの働く場所ということで、こういうものが国の施策の一つとして始められたのがきっかけだったというふうに聞いております。ただ、子供たちを交通事故から守るため、また、登下校に安全を守るためにこういう施策がされたということについては、現在も共通するところがあるかなと思います。みどりのおばさんを復活というふうにはすぐには考えていませんが、先ほどの有償の話も含めて、今後変わっていく中で、そういうことも考えの一つには必要になってくるかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） みどりのおばさんという言葉を使ったんですけども、そういう有償での考え方を今お聞きしたわけです。今、児童・生徒を取り巻く危険な状況というのは、今までにも増してだんだん増えておるよう思うんです。例えば、一番最初、冒頭言いましたけれども、千葉県の交通事故の問題、それから自然災害、犯罪等、これは大阪の池田小学校から、ずっとそういう問題も含めて犯罪が起こらんよというところで、いろいろと教育委員会のほう、していただいておりますけれども、いつ問題が起きても不思議でないという、子供たちはそういう危険な状態に置かれておるんやと、崖っ縁を歩いておるんやというふうに認識させてもらっておるわけなんです。

さて、災害が各地で起こっております。前段の議員さんのほうからも、静岡県の土石流の話していただきました。これについては、国土交通省のほうで全国的に危険箇所のチェックをするということで、今調査中やというん聞いておりますが、玉城町は幸いにして平地が非常に多いという、平野が多いということで危ないといえ、原の山の手とか、山神の山の手とか朝久田辺りかなと思うんですけども、それよりも資材置場がちょこちょこあちこちに見受けられるわけです。土や砂など土砂が積まれて、そういう山積みになっている箇所が多々見られると。また、ある意味では池、これも非常に怖いということ聞いています。用排水の危険箇所についても、一度雨が、今回の異常気象を通り越した気象ですので、甚大な被害が出るんやないかと。大雨で水路とそれから道路がもう冠水してしまって全く見えない、そこへはまり込んでというふうなことにもなりかねないということで、そういうチェックを日頃からしておく必要があると思うんですが、幸いにして、PTAさんのほうが中心になって校区内の危険箇所のチェックをしていただいておりますし、現実に新しい看板もちょこちょここと、

啓発用の看板も見せてもらっております。

そこで、校区内のチェックの実態を、どのような、今4校区あるんですけれども、状態なのか、危険防止のために子供たちへはどのような指導をされておるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 教育長 中西 章君。

○教育長（中西 章） 教育長 中西。

北議員の質問にお答えさせていただきます。

通学路を含めた危険箇所のチェックを、毎年、夏休み前ぐらいから始まって、9月には教育委員会のほうへ報告してもらっています。それは、来年度のための危険箇所チェックをPTA中心にやっていたらいいんですが、その中で上がってきたものを、先ほどの答弁でさせていただきましたが、全部、住民課や教育委員会、建設課等でそこをまた協議しながら、現場に行って対策を協議していくということです。

特に、池とか川とか山とか、そういう危険場所については、PTAのほうで看板をそこへ設置してもらったりしています。もちろん子供たちには、長期休業中、特に入前には、危険箇所、こういうところへ行ってはいけませんよとか、また、その学校で決まっている場所があります。田丸地区でいうと、堀で釣りはしてはいけませんよとか、ここはいけないよ、そういう話は、夏休み前には子供たちにきちっと指導しているところです。そういうふうなことを一旦は、学校のほうでは地図に落とし込んで、それが校舎の中に貼ってあるというのが現状かと思っています。

先日は中学校のほうから、通学路の危険箇所、写真と地図、どういう項目が危険なのかというのを書いたのが教育委員会に報告がありましたので、また来年に向けてそれを協議していく方向になると思います。そんな状況で、校区内の危険箇所のチェックは毎年のように行われておるのが現状です。

以上です。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 状況はよく分かりました。ほいで、校区ごと、学校単位でそのマップを作っておられる、また、中学校はもう町内一元ですので一円になっておるということで、後でまたマップということですので、これも教育委員会のほうで危機管理、どこで何が起こったかという、どの場所で起こったかということも含めて、やっぱり備え付けていってほしいと、これはお願いしたいと思います。もう質問にはなりませんのでしたんですけれども。

これに関連して、私も青色パトロール、これはボランティアの教育委員会の管轄なんですけど、パトロールと、それから全部住民課関連の青少年関係の協議会の安全パトロールとあるんですけれども、今現状はどのようになっておるのか、その現状というのか、パトロールを本当に何回か、コロナ禍ですのでどんな状況なのか、ちょっとそこら辺を教えていただきたいと思います。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 山口 成人君。

○生活環境室長（山口 成人） 生活環境室長 山口。

現状でございますけれども、まず青色回転灯パトロールにつきまして、玉城町生活推進協議会を主としまして実施しておるほか、先ほど議員おっしゃられました教育委員会におきまして、ボランティアを募集して巡回していただいております。生活安全推進協議会では、主に夏休みや、テスト期間等の短縮授業時、祭りなどのイベント開催時など、主に夜間午後8時から1時間程度、巡回場所につきましては警察との情報交換を行いまして、駅周辺やコンビニエンスストア、人目につきにくい場所など、3人1組で巡回し、青少年の非行防止、犯罪抑制など防犯活動に努めておるところでございますが、コロナ禍のため現在活動のほうは縮小しておりますが、10月からもう既に計画のほう組んでおりますので、再開をしていくところでございます。

続きまして、青色回転灯ボランティアパトロール隊につきましては、状況につきましては教育委員会のほうからご説明申し上げます。

○議長（山口 和宏） 教育事務局長 梅前 宏文君。

○教育事務局長（梅前 宏文） 教育事務局長 梅前。

それでは、私のほうから青色回転灯ボランティアの現状についてお話をさせていただきます。

このボランティアパトロールさんについては、子供たちが帰宅する3時頃から大体2時間ぐらいかけて回っていただいたりしておるんですけども、通学路を中心に回っていただいておりますという感じになっておまして、パトロール員さんの数なんですけれども、多いときでは20名ほどの在籍があったんですけども、病気やったりとか、先ほど言われましたコロナの関係だったりとかで、現在の在籍は8名となっておって、そして今ちょっと活動休止されておる方もいらっしやって、実質は2名で回っていただいておりますというのが実情になっております。当然、今後も広報紙等では募集も呼びかけていきたいなというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 今回の決算の事業実績の説明書の中にも、青色パトロールのことはちょっと記載していただいてあったわけなんですけど、回ってみえて、ただ単に私たちもそこへ一緒に乗せてもろうて回って来るんですけども、やっぱり抑止力ということにはなるんでしょうか。そこら辺は教育委員会で把握しておるといふんか、運転して回っていくんは分かるんですけども、くるくる回ってあいつ来たよってロッカーに逃げたばこ吸うとったってやめとことか、そういうふうな子もおるかも分かりませんので、そういう話が、本当に抑止力として役立つんかどうか、そこら辺伺いたいと思います。

○議長（山口 和宏） 教育事務局長 梅前 宏文君。

○教育事務局長（梅前 宏文） 教育事務局長 梅前。

確かに、何年か前にはちょっと不審者が出たりすると、そういったところを中心に回っていただいたりしておったりしましたし、また、これ私の経験上なんですけれども、私もいろんな防犯の関係で回らせていただいておりますと、ちょっと暗がりになってきたときに、自動販売機の前でたむろしておった子供たちが回転灯見た瞬間、逃げていったりするという事はちょっと見かけたこともございましたんで、ある意味抑止力という点では効果があるんじゃないかなというふうには感じております。

以上でございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 継続していただきたいと思っております。防犯上の観点ということで、通学路における児童の安全のための子ども安全パトロールの確保、パトロール員の確保を考えていく必要があるというふうなことでお聞きしたわけなんですけど、少子化に伴い、子供の見守りは教育委員会だけやなしに、一番大切なことは地域での子供たちの見守りがどうしても必要やないかと。例えば、自治区と区長さんらと共同でやるとか、親子会さんとかということで、ボランティアの発掘をしていただくとかという、いわゆる自分の命は自分で守るという自助、これは子供たちに常日頃から学校のほうで教えていただいております。

地域の人がやっぱり子供を育てるんやという、これは昔からの玉城ならでは、やっぱりできる土地柄やと思いますんで、共助をやっぱり前面に推し進めていっていただきたい。学校や地域でのこの情報の共有も区長も含めて、区長が全く知らんということもあるんで、区長も含めて学校連絡員さん、ああいう人たちの力も借りて、そういうふうになんか一体となってやっぱりやっついていかないと、どうも今の時代そぐわんように思ってきましたんで、ぜひ教育委員会の力も借りて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、1点目はこのぐらいにして、2点目ですね。

次に、高齢者、障がい者対策その後の経過についてということで、平成29年3月で一般質問しました。実は、一般質問の中で、いつでも可能な高齢者、重度身体障がい者タクシー料金助成事業、これは事業名ですので通称リフト付タクシー券といわれるそうですけれども、この事業を実施する気持ちがありませんかという問いかけをいたしました。そのときには回答としまして、玉城町としましては社会福祉協議会のほうで福祉有償運送事業というのを実施しておると、民間のタクシーよりも料金は安いということで実施しておると、利用には部屋から部屋への移動を可能にしてくれる、そういうことをそのときにお聞かせ願ひました。

ところが、反面制約がありまして、営業時間や目的に制約があるため、また、介護保険法という介助の必要な要支援要1、2の方は福祉有償運送事業を利用できないと。社会福祉協議会の開いておる時間帯、あるいは介護保険でということ、普通の民間で使うタクシーですと軒下から軒下ということで利用できるんで、福祉有償運送事業のほう

は部屋から部屋へ移動していただけるということで非常に便利なんは便利なんですけれども、これは当時の話ですけれども、約180名ほどの登録があって、月30名ほどが利用しておったということをお聞きしたわけです。

そこで、そのときの答弁でちょっと分かりにくかったんですけれども、障がい者計画を策定するためのアンケート調査を、その当時は現在実施しておると、できたんが、何ができたかという第3次障がい者基本計画、これ平成30年3月に発行しております。ほいでから第5次障がい者福祉計画、ほいでから障がい児の福祉計画というのも同時につくっておるんで、アンケート調査を実施しているんで、その状況を把握してから考えるか考えんかということをしていきたいという、そういう答弁をされておったように記憶しております。

そこで前期も、今も障がい者6期目になるんですけれども、前期の計画にもというか、5期のときのそういう障がい者福祉計画には反映されていないんですけれども、その理由は一体何だったのかなと、どのように分析し、この運送事業というのを、タクシー券の事業というのをやっていないのかなということ、その経過が分かれば、説明をお願いしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 地域共生室長 中西扶美代君。

○地域共生室長（中西 扶美代） 地域共生室長 中西。

北議員のお尋ねの件ですけれども、平成29年度に実施したアンケート調査の中で外出についての項目で、外出目的は、身体障がい者、療育、精神障がいのいずれの方も買物に行くが最も多く、次いで通院や通学という理由でございました。また、外出について困っていることはありますかという項目では、身体障がいのある方は困っていることは特になく、療育手帳をお持ちの方は他人との会話が難しい、精神障がいのある方は他人の視線が気になるということが最も多く、共通して電車やバスなどの交通機関を利用しづらいという回答が2割以上という結果でございました。

また、買物に次いで多い通院については、いずれの障がいのある方も通院の頻度は月1回が最も多く、通院の際に特に困っていることはないという回答が、最も多い回答でございました。公共交通機関の利用のしづらさは一定数あるものの、移動に関して特に困っている状況はうかがえなかったこともあり、当時はタクシー利用に係る助成事業には結びつかなかったこととなっております。

以上になります。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） アンケートの結果というか、それを踏まえて、やっぱりまだ必要ないなというご判断をなさったということで理解させてもらってよろしいですね。私もこれ同じように基本計画のほうのアンケートですけれども、身体の方は63.6%がやっぱりそういう介助が必要やということで出しておられるし、療育の方も81.5%、精神の方も62.5ということで、必要なんとちゃうかなと思うんですけれども。それは専門の方々

のご意見も踏まえて、結果として出されたと思います。

人間は、やっぱり私らもずっと親の背中を見て育って、親がだんだん老いて、初め元気なうちはいいけれども、だんだんよう歩かんようになって、最後にベッドへ寝たきりになってしまうという。そういうふうな、人間で本当に何と情けないなと思うこともあるんですけど、これはまた老いて楽しいこともあるかと思えますんで、そういう点で、ぜひ、この老いたときにも、安心してタクシー券を利用し移動できるんやということができればいいのになと私は常々思っとるわけなんです。

今元気な方は元気バスか産交バスか鉄道を利用して施設へ行ったり病院へ、デイサービスへ行かれるとか、この頃は施設の職員さんが送り迎えをしていただけるということもあるんでしょうけれども、重度身体障がい者さんはタクシーとかご家族の車でしか多分移動できないんじゃないかと思うことで、福祉のその辺、やっぱり目配りをさせていただきたいと思えますんで。

再度もう一編お聞きしますが、この間3年半前の話を今させてもらったわけですが、もう一度、このリフト付タクシー券の配付事業をやるというお考えはないですか。

○議長（山口 和宏） 地域共生室長 中西扶美代君。

○地域共生室長（中西 扶美代） 北議員さんの仰せのとおり、タクシー件のことについてなんですけれども、平成29年度のアンケートから4年経過しまして、家族などの支援があった方も現状の変化があるかと思われますので、既存の公共交通機関や元気バス、福祉有償運送を利用できない方の移動支援の手段として、手段の確保や支援については、津田議員さんの質問にもありましたように、福祉の部局としてタクシー券を含めた新たな輸送の創出、高齢者の運転免許返納に係る課題について検討しておりました。タクシー券は近隣市町で事業を実施している市町もありますが、その制度の設計は様々なので、今後の状況に応じまして検討を継続していきたいと思っております。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 私の答えは、今後検討というふうにおっしゃって、また延びていくんかというふうなことになるんですけども、そやなしに、この高齢者、重度身体障がい者のこの事業そのものを否定してしまっ、逆に新しい事業がこんなんあるんですよというふうに役場のほうで、それより金を出すよりももっとこういうことで有効的な方法があるんですよという、そういうふうな答えをいただきたいんですが、そういう考えはないですか、特に。これから考えますか。

○議長（山口 和宏） 地域共生室長 中西扶美代君。

○地域共生室長（中西 扶美代） 地域共生室長 中西。

あくまでも否定はいたしません。タクシー券の利用というのも確かに必要な方もあると存じますので、前向きに検討していきたいと思えます。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） この話はこのぐらいにさせてもらいます。

次に、これも平成29年3月に一般質問させていただきました。オリンピック・パラリンピック、オリパラが終わり、障がい者への理解が、今非常に関心が高まっておると。こういうふうな中で、当時29年3月には、全国1,700余りの自治体がございます。その中であって74ほどの自治体は、手話言語条例というのを制定される自治体がございます。まだまだ少数派でございます。当時、国のほうも障がい者総合支援法とか差別解消法を、平成26年あたりから国の動きが活発になってきたということで、三重県議会でも手話言語の条例案、近隣の自治体、この周りの自治体でもその制定に向けて、制定されたと、条例化されたという経緯もございます。

これについて、その当時町長はどう答弁されたかというのと、この会議録から拾ってきました。手話言語条例の制定については町としての方針を確立した上で考えていきたいと、こういうふうな旨の答弁でしたので、もう少し時間をいただきたいということでしたんです。ここで、今3年半たっておるわけなんですけど、我々が考えると、施策はいろんな施策があるんでその順位というのはいっぱいあるんかも分かりませんが、少しばかり過ぎていないかと思うんで、今現在、その方針が定まったんかどうか、方針が定まってどうするのかどうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 地域共生室長 中西扶美代君。

○地域共生室長（中西 扶美代） 地域共生室長 中西。

北議員仰せのとおり、三重県内では条例を制定しているのが、松阪、伊勢、名張、鈴鹿市の4市のみとなっております。全国的にも条例を制定したところ、僅かになっておりますので、三重県では、条例を制定し手話を言語として認識し、手話を使用しやすい環境整備の推進や、手話の理解を促進することを定めております。

町では制定しておりませんが、県の条例に定める基本理念に沿って協力して、手話の理解、促進を図り、聴覚障がいを持った方の意思疎通の支援を行っていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） そういうふうなことで、聴覚障がいの方のためにはやっぱり考えていただくと。条例そのものは、まだそこまでは行けないよという、そういうご答弁でしたんですね。

今も言うたように、障害者基本法というのは国の法律であるんですけども、その当時も言うたんです、3条を見ていただいたんですか。言語に手話を含むということで、これは括弧書きですけども。ということは、言葉で発することも言語だし、手話でやることも、これも言語だしということで、これは法律の中でうたわれておるわけなんですよ。

その条文がある中で、当時玉城町においても、国に手話言語法の制定に向けて、玉城町議会に対して、この団体というのか、障がい者団体さんですけども請願を出されて、

これを受けて26年9月に議会で採択しております。ということは、国にその法律をつくりなさいと、今の国の状況というのは、ちょこちょこそういう手話言語の法律、手話言語法という法律をつくろうやないかという動きもあるんですけども、まだまだ本流にはなっていないということですけども、玉城町では聾者、いわゆるお耳の悪い方、聾者が3名ほど町内にお見えになると、その当時おっしゃってみました。これの認識をやっぱり今一度、このもう答えてもうたようなところもあるし、聴覚の方のことはあれですけども、条例はというふうなお答えしたんですけども、もう一度ちょっと認識というのを、もっとその聴覚者に対する思う心というのが何かあったら、お答え願えますでしょうか。

○議長（山口 和宏） 地域共生室長 中西扶美代君。

○地域共生室長（中西 扶美代） 地域共生室長 中西。

議員のおっしゃるとおり、町内では3名ほど、今もお見えになるという状況は変わっておりません。その方々や玉城町に来訪される方々含めて、手話がコミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うため、必要な言語であるということは認識しております。皆さんが手話の理解を努めるため、心豊かに安心して暮らすことができる町を現実とすることを目標に掲げさせてもらっていきたいと思っております。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 手話がコミュニケーションということで大切なということは、もうすごく認識されておるといことはよく分かるんです。

あと、条例化して本当に条文、後世に残していけるかどうかという、そういうこともありますんで、パラリンピックも終わり、条例化はちょっと今考えていないということで分かったんですけども、等しく基本的人権を共有、これは生まれながらに持っている意味ですよ、個々に。かけがえのない個人としての尊重されるものであると、そううたわれておりますので、その中でお互いに共生する社会の実現のために、社会参加を支援するのが実際の役目じゃないかということで、ぜひ共生室のほうも、支援していただきたいと思えます。窓口での職員の対応についても、筆談等でやり取りするんやということもお聞きしましたし、思いやりと優しい宣言のまち、玉城町が、名実ともに県下で一番になってほしいと思っております。

福祉についても、近隣の市町との格差が生じるというのはやっぱりいかんと。玉城は何で住みやすいかというのは、保育料一つ取っても、福祉の面で非常に住みやすいとか、子育てのしやすい町やというふうに、僕は概念的に、これからどうやっていくか分かりませんが、そういうふうなお話をちょこちょこ聞いて玉城へ住まわれる、自身のこともあるんでしょうけれども、そういうことで福祉というのは、お互いに隣同士が、格差が生じるとやっぱりいかんように思います。

時間がたち過ぎたんで、この条例はもうつくらないということで、もう再度お聞きしませんけれども、そういうことで、そういうお気持ちで、ぜひ、国が法律できたらそれ

を準用していくと、そういう考えでおられるということだけを確認させていただきます。
どうでしょうか。

○議長（山口 和宏） 地域共生室長 中西扶美代君。

○地域共生室長（中西 扶美代） 北議員仰せのとおり、条例の制定はいたしません、
県の条例に沿って町も行いたいと思っておりますので、今後、人材を育成するという県の
研修会にも参加して、なるべく意思の疎通できるようにしていきたいと思えます。

以上になります。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 手話言語法ができるまでは待ちましようというのが結論で、コ
ミュニケーションは大いに現実的には続けていきたいと思います、こういうことですね。

時間も最後になりましたんですけれども、ちょっとこの施策を、いろんな施策がある
んですけれども、来年の町長の 選挙があるんですけれども、これをやっぱり施策を
継承していつていただきたいし、やっていただきたいという、そういうこともあり、ま
た近隣の状況、かなり首長さんも替わっておられるということもあって、町長さんの気
持ちというのはどんなもんかというのはちょっとお聞かせ願いたいと思えますんで、最
後に一言、よろしいですか。

（「これについて、この内容」と呼ぶ声あり）

○8番（北 守） この内容も含めて、いろいろな僕が言うた施策をやってもらう意
味において、町長が次の選挙も含めて考えておられるんですかと、こういう質問です。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 今の担当とのご質問、答弁の関係含めて、やはりこの町の一番基
本とするのは、ずっと議員の皆さんや町の皆さん方からのご意見等もあって、やはり玉
城町としての住みやすさ、特にその、今北議員がご理解いただいている福祉施策を充実
していく、具体的には、子育てや、高齢者の皆さん方の福祉施策と障がい者の皆さん方
の施策、いうふうなことをここに一つ一つ充実をさせていくということが、それこそ玉
城町で住んでいただいていたよかったです、こういうふうな町になると思えますし、また、
町外から、今もありがたいことに転入なさる方が多いわけでございますけれども、そし
て玉城町で子育てや学校教育が、あるいは今のそのコロナ感染のいろんな医療の提供が
確保されておると、こういうまちづくりというのは、まさに玉城町独自で、コンパクト
でありますからこそできるというふうに思っていますので、それらをやはりこれからも
充実をしていくということが一番大事なことはないかなと、こんなふうに思っていま
す。

当面はやはりこの一番喫緊のコロナ対策、これに全力で取り組んで、そして町の皆さ
ん方の関心、そして少しでもコロナ感染を減少させていくことに皆さん方と一緒に取り
組んでいくということが使命だと、こんなふうに思っていますのでどうぞよろしくお願
いいたします。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 私の質問は以上ですので、町長、最後答えていただいて、要は、町長の気持ちは、6月にも同じようなご質問なされた方もお見えになりますので……
（「何て、聞こえん」と呼ぶ声あり）

○8番（北 守） ごめん、ごめん。もうそれで終わらせていただきます。そいで私の質問終わります。すみません。

○議長（山口 和宏） 以上で、8番 北守君の質問は終わりました。

これで本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

明日は、9月16日は一般質問の2日目を予定しておりましたが、本日全部終了いたしましたので、9月16日は休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 異議なしと認めます。

9月16日は休会とします。来る9月17日金曜日は、午前9時から本会議を開き提出議案に対する質疑を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後3時31分 散会）